

保 存

— 10項目レポート —

日本の安全保障を考える



2001年 1月

社団法人 関西経済同友会
安全保障委員会

.3

国 民 的 議 論 を 要 す る 課 題	項目 7 : 安全保障をめぐる議論の変化の潮流 ・ 集団的自衛権をめぐる議論 ・ ナショナリズムの高まりとの心配には当たらない	P. 19
	項目 8 : 沖縄の負担軽減に向ける思い ・ 沖縄に広がる安全保障問題への真摯な取り組み ・ 基地負担の軽減に向けた三者共通の思い ・ 普天間基地移設・返還の実現に向けて 資料 8-1 : 沖縄イニシアティブ 資料 8-2 : 沖縄に関する特別行動委員会 (SACO) 資料 8-3 : 代替施設の使用期限の 15 年問題	P. 21
	項目 9 : 自衛隊に目を向ける ・ 自衛隊を身近な存在と感じているか ・ 広範な任務で活躍する自衛隊 ・ 自衛隊は諸外国からどのように認識されているか ・ 自衛隊が十分に能力を発揮できるために 資料 9-1 : 「正当防衛」と「緊急避難」に関する法律の条文	P. 25
	項目 10 : 憲法論議に象徴される課題 ・ 戦力の保持は国家存立の条件 ・ 有事法制の整備は緊急の課題 ・ 軍事に関する事柄をタブー視する必要はない ・ 改憲論、護憲論を超えて	P. 28
	終わりに	P. 30

参考資料 1 : 関西経済同友会の安全保障に関する調査活動	P. 31
参考資料 2 : 関西経済同友会 安全保障委員会 活動の歴史	P. 33
参考資料 3 : 委員会検討資料「安全保障の参考」	P. 35
平成 11・12 年度 安全保障委員会活動状況	P. 59
平成 12 年度 安全保障委員会常任委員会名簿	P. 63

はじめに

- ・「安全保障」という言葉から何を思い浮かべるだろうか？
- ・安全保障の定義は幾百通りにも及び、国際的にも国内でも普遍的な概念規定は確定していないといわれている。生まれ育った環境の違い、世代の違い、国籍の違いによって、安全保障について様々な受け止め方や考え方があろう。**このレポートの目的は、皆さん一人一人が日本の安全保障を考える参考材料として、我々関西経済同友会の安全保障委員会の考え方を提示することにある。我々の活動の経験をご紹介しながら、率直な思いや主張を述べて参りたい。**
- ・我々の考え方の背景には、20 数年に及ぶ活動の成果がある。関西経済同友会は 1978 年に西ヨーロッパ諸国へ「国の安全に関する国民意識調査団」を派遣して以来、安全保障に関する委員会を毎年置いて調査・研究を続けている。防衛、外交、政治、経済、社会、食糧、エネルギー、国際社会への貢献などの分野にまたがる総合的な安全保障体制の確立が不可欠との認識のもと、様々な角度から繰り返し提言してきた。(詳しくは 31 ページから 34 ページを参照いただきたい)
- ・この 2 年間では、タイ、韓国、台湾とアジア各地へ調査に出かけたほか、毎年恒例となっているハーバード大学との「ボストン・シンポジウム」でアメリカの政権に影響力を持つ教授陣と議論を重ね、国内では沖縄経済同友会との交流、自衛隊視察などの活動を行ってきた。
- ・我々は経済人の集まりであり、日々の暮らしの中で安全保障の問題を常に意識しているわけではない。しかし調査活動で国内外の安全保障に関する機関を訪ねたり、有識者の専門的な話を伺う機会を得ると、初めて知る事実新鮮な驚きを覚えることが数多くあった。調査活動で我々が直接見聞きした経験や足で稼いだ情報をレポートの中で紹介することで、我々の経験を多くの方と共有することができればと考えている。
- ・また調査活動を通じて、現在の日本の平和な状態は日々のたゆまぬ努力によって保たれており、我々の目に見えないところで縁の下の力持ちとでもいうべき多くの人々が従事していることに改めて気付かされた。戦後の日本では安全保障を論じることがタブー視される傾向にあった。我々自身、職場の同僚や家族と安全保障について話す機会は少なかった。しかし安全保障委員会での活動をきっかけに話をしてみると、多くの人が関心を持っていると実感している。このレポートで多くの人々に問い掛けていきたい。
- ・本論に入る前に、我々の問題意識の根本であり、このレポートを貫いている視点を整理してみたい。まず、我々が最も訴えたいのは、安全保障は経済の発展や生活の安定

と切り離して考えることのできない問題であり、**国民一人一人が我が事として安全保障を考えることが重要という視点である**。国民一人一人が当事者として意識し、発言し、行動できる事例がたくさんあるということを、具体的にレポートの中で言及している。

- ・次に、日本は経済・貿易活動等の規模の大きさに応じ、**国際社会の中で一層の役割を果たすことが必要である**。特に、自らが位置するアジア・太平洋地域の安定に積極的に貢献する意思を明確に持ち、地域諸国と協力しつつ主体的な役割を果たしていくべきである。地域諸国も日本に高い期待を寄せている。
 - ・**日本の外交・安全保障政策は、日本自身の主体的な判断によって決定されるものである**。日本は国際情勢の動向を冷静に見極め、日本の安全や地域の安定に最も資する対応をストレートに考えるべきである。日本が「何を為すべきか」(What should we do?) との思考が必要である。
 - ・さらには、戦後日本では安全保障をあまりにもタブー視し過ぎたために、国際常識からかけ離れた議論が数多く見受けられる。**安全保障に関する思考のプロセスを現実に即したものに改めていくことが必要である**。
 - ・以上のような視点を貫きながら、我々が日本の安全保障にとって重要と考える10の項目について順に論じている。
- ・昨今、日本の安全保障を取り巻く環境は様変わりしつつあるといえる状況にある。例えば、北朝鮮が積極的な外交姿勢に転じたことや台湾の政権交代などアジア・太平洋地域の国際環境は劇的な変化が相次いでいる。アメリカではブッシュ新大統領が誕生し、外交・安全保障をめぐるアメリカの対日政策、対アジア政策にも変化が予想される。日本国内においては、船舶検査法の成立でガイドライン関連法制の整備を完了するなど体制の変化が見られる。また衆参両院に憲法調査会が設置され政治の場で憲法について論じられているほか、安全保障に関する政治の議論も徐々に活発化しており、集団的自衛権や有事法制が具体的な政治課題に上りつつある。
- ・このように様々な変化が相次ぎ、日本の安全保障を確たるものにしていく重要な時期にあるからこそ、我々国民全体が日本の安全保障に関心を持ち、身近な問題と考えなければならぬのではないだろうか。このレポートが、安全保障が日常の話題に上るきっかけとなり、国民的な安全保障論議を巻き起こす一助となれば幸いである。

項目 1 : 日本を取り巻く国際情勢…複雑で流動的な国際社会

- ・ 常に複雑な要素をはらんだ国際社会
- ・ 国際情勢判断には冷静な視点が必要
- ・ 不測の事態は起こり得る

常に複雑な要素をはらんだ国際社会

- ・ 我々は 1999 年 8 月にタイへ調査に出かけた。タイは現在隣国との間に大きな安全保障上の問題を抱えていないが、ミャンマーに対しては懸念を抱いていると感じることが度々あった。その原因として、ミャンマーとの国境周辺で少数民族や麻薬の問題など小さなトラブルがあることに加え、かつてタイで 400 年間の栄華を誇ったアユタヤ王朝がミャンマーからの侵攻によって滅ぼされ、都を南下させてきたという歴史が影響している。このように**国際情勢を見る視点には、その国の置かれている地理的条件に加え、歴史的経緯が大きく影響する**。あらゆる国は、その国の地理的条件からくるパワーバランスの問題、その国がたどってきた歴史的経緯に根ざした国民感情などから、それぞれの視点で国際情勢を見て、自国の安全保障を考えている。**それぞれが異なる視点を持つ多数の国々によって成り立っている国際社会は、常に複雑な要素をはらんでいるといえる**。
- ・ アジア・太平洋地域の国々にとって、日本は経済的にも政治的にも大きな影響力を有した国の一つである。日本にとっても、これらの国々をはじめ諸外国の動向が日本の安全や繁栄に影響する。**相互に影響を及ぼし合いながら国際情勢は変化する。日本の安全保障を考える際にも、他の国々との関わりを無視して考えることはできない**。国際社会の中で生きている日本は、国際情勢の変化に絶えず眼を光らせ、その変化が日本へ及ぼす影響を常に注視し続けなければならない。

国際情勢判断には冷静な視点が必要

- ・ 昨今、日本を取り巻く国際情勢は劇的な変化が相次いでおり、2000 年の 1 年間だけでもエポック・メイキングな出来事が数多く起こった。6 月には朝鮮半島の南北首脳会談が実現した。3 月の台湾総統選挙では民主的な選挙によって、民進党の陳水扁総統が誕生した。また A S E A N プラス 3（日中韓）の会合が首脳会議をはじめ繰り返し行われている。
- ・ 朝鮮半島について少し詳しく言及すると、南北首脳会談の前後から北朝鮮は諸外国との間で積極的な外交姿勢に転じている。金正日総書記の北京訪問、プーチン大統領の訪朝、日朝国交正常化交渉の再開、イギリスとの国交正常化、米朝間の閣僚級の相互訪問など、北朝鮮の外交姿勢の変化が他の国々の様々な反応を呼び起こしている。**アジア・太平洋地域の安全保障環境は劇変の時期に入ったといえるのではないだろうか**。

日本は変化の一つ一つに一喜一憂することなく、状況を冷静に大局的に見つめる必要がある。

不測の事態は起こり得る

- ・ 国際情勢の先行きを見通すことは非常に困難な作業であり、時には誰も予測し得なかったような事態が起こり得る。それゆえに、安全保障について常に考えておかなければならない。
- ・ 複数の国の間で国益が衝突する場合に、それを調整する警察や裁判所に当たるような国際組織は限られた分野を除いて機能していない。国際社会の安定性はそれぞれの国家の努力の総和によってもたらされる。日本も地域の安定を形作る一員である。安全保障は国家の責任においてなされるべきであり、国民一人一人の自覚がその基礎となる。
- ・ 1978年に我々の「国の安全に関する国民意識調査団」が訪問した国の一つである永世中立国スイスは、当時連邦予算の約20%の多額の防衛費を投入し、国民皆兵制をとり、ほぼ全人口を収容できるシェルターがいたるところに設置されていた。永世中立は非武装を意味しているわけではない。単独防衛の姿勢を弱めるようなことがあれば中立は脅かされ、政治的自由と国民の安全はあり得ないという考え方が指導者の間には徹底されていた。仮にある国が自国の防衛を放棄すると、「力の空白」を生み、かえって国際社会の不安定要素を高める結果となってしまう可能性が高い。

項目 2：諸外国との間の信頼関係を築くために

- ・ 他国との信頼関係は様々な交流を通して築かれる
- ・ 長い時間をかけた地道な取り組みが必要
- ・ 信頼関係は壊れやすいものであり、不断の努力が必要

他国との信頼関係は様々な交流を通して築かれる

- ・ 複雑な国際社会の中で、国家間の安定した関係を築く基礎となるのは相互の信頼関係である。お互いを良く知り、違いを認め合い、信頼関係を高めることで、はじめて良好な関係を築くことができる。
- ・ 首脳外交は二国間交渉の最終決断の場であることに加え、対話を通して首脳同士の信頼関係が築かれることが両国間の関係にプラスとなる。国連やASEAN地域フォーラム（ARF）など多国間の枠組みは、首脳や閣僚など各国の代表が集い対話を重ねる信頼醸成の場として大いに機能している。
- ・ 二国間の信頼関係は、首脳や閣僚ばかりでなく、行政担当者、企業やNPOなど民間の活動、個人対個人など、様々な交流を通して育まれる。関西経済同友会はアメリカのハーバード大学、スタンフォード大学、上海市政府と継続的に会合を重ねている。韓国ともパイプを築きつつある。国内では沖縄経済同友会と継続して交流を重ねている。ハーバード大学とは1993年以来、毎年12月初旬にボストン市で共同のシンポジウムを開催し、安全保障問題についても率直な議論を重ねている。上海市との会議は既に8回を数えており、企業経営、環境問題、信用制度など多様な問題について議論をし、回を重ねる中で、お互い遠慮せず厳しいことを言いあえる関係に至っている。我々自身は微力ではあるが、このような対話のパイプが各方面で網の目のように築かれることが二国間の信頼関係のベースになると確信している。

長い時間をかけた地道な取り組みが必要

- ・ 二国間の良好な関係は、一朝一夕に築かれるものではない。1998年10月の金大中大統領来日以来、韓国で日本文化開放が進むなど日韓関係は大きく前進した。その下地として韓国国民の対日感情、日本国民の対韓国感情は共に長い時間をかけて改善しつつあった。我々は2000年3月に韓国を調査した際に、日本語を勉強する韓国の若者が増えていると知った。「日本の漫画を日本語で読みたい」というのがその理由で、日本文化開放前から韓国で出版される漫画やテレビアニメ放映の9割は日本製だったという。日本では高校生の韓国への修学旅行が増えたり、焼肉やキムチがブームとなるなど、お互いがお互いの文化を抵抗なく受け入れる人がどんどん増えている。日韓間の航空旅客数は1997年以降毎年2桁の伸びを示し、韓国はアメリカに次いで日本人の海外渡航先の第2位となっている。さらに1998年にフランスで開催されたサ

サッカーのワールドカップに日本が初出場を果たすターニング・ポイントは、アジア最終予選のアウェイ韓国での日韓戦に勝利したことだった。それまで苦戦続きだった日本選手が懸命に戦う姿や懸命に応援する日本人サポーターの姿に、韓国の人々は何か感じるものがあつたかもしれない。

- ・韓国と北朝鮮の関係にも同様のことがいえる。韓国調査の際に聞いた話を紹介すると、韓国は従来学校で北朝鮮を敵視する教育が行われてきたのが、80年代後半からありのままの北朝鮮を見るように教育が変わったという。**教育の変化もあって、韓国国民の北朝鮮に対する意識が徐々に変化していた。それが太陽政策を受け入れる素地となり、南北首脳会談の開催にもつながったと言えるのではないだろうか。**
- ・日本と中国の間の信頼関係も重要である。2000年12月の関西経済同友会とハーバード大学との「ボストン・シンポジウム」でエズラ・ボーゲル教授は「経済人や青年など日中の多くの交流は、いいクオリティを持っている」と日中が良好な関係にあるとした上で、「日本の政治家は中国に対してあまりにも丁寧だが、もっと率直に話をすべき」と政治の対話には問題があることを指摘した。人口13億人を擁する大国であり、政治的にもアジア・太平洋地域の安定に多大な影響力を有する**中国が「地域の責任ある国家」であることは、日本を含め地域の全ての国にとって望ましいことである。地域の安全保障についても日中両国が率直な話し合いを重ねるべきである。**

信頼関係は壊れやすいものであり、不断の努力が必要

- ・良好な関係は韓国や中国とばかりでなく、アメリカ、ロシア、台湾、ASEAN諸国、インド、オーストラリアをはじめ、あらゆる国との間に必要である。多くの国と信頼関係を築くことは、国際世論を日本の味方とし、国際社会での日本の政治的な発言力を高める。
- ・我々に見えないところでも、外交官や政府当局者は諸外国との信頼関係の構築につながる外交を展開していることと思う。我々日本国民の多くも、ビジネスの場面や海外旅行の際に、あるいは在住外国人や海外からの旅行者や留学生に出会うなど、外国人と接する機会は増えつつあるように思う。その際の我々の言動は、直に見た日本として、その外国人が日本に持つ印象に大きな影響を及ぼすであろう。このような**海外と接する機会の積み重ねが日本と諸外国との信頼関係にもつながる**といえるのではないだろうか。
- ・ただし**信頼関係は一度構築されれば永遠に続くという性格のものではない。むしろ崩れやすいものであるからこそ継続的に交流し、率直な対話を続けることが重要である。**

項目3：外交努力、政治の意思

- ・ 政治のリーダーに求める資質
- ・ 国民の意識・世論が政治の意思決定に影響する
- ・ 政策決定の目的や背景に関心を持つ

政治のリーダーに求める資質

- ・ 昨今日本では、政治のリーダーシップの欠如がしばしば指摘される。最近実施されたいくつかの国政選挙や地方の首長選挙の結果を見ると、国民が政治に期待する内容が変化してきており、しかしながらその変化に政治が対応しきれていないと感じる。
我々国民が国の外交・安全保障政策の最終決断を託している政治のリーダーには、例えば次のような資質が求められるのではないだろうか。
- ・ まず、**国際感覚を持ち交渉力に長じている**必要がある。外交交渉は国益と国益のぶつかり合いの場であり、先ずは正論を押し通す頑強さと粘り強さを持ち、同時に合意を引き出すには機を見るに敏でなければならない。国際法への理解や軍事的な専門知識に長じていることも重要である。
- ・ 次に、国際情勢の変化や国内世論の動向、諸外国の反応など様々な判断材料を見極め、日本の国益に照らした日本自身の主体的な意思決定を下す**バランス感覚**が必要である。
- ・ また、周辺からのいろいろなアドバイスに耳を貸し、自らの判断に誤りがあった時には非を認め、**柔軟に方針転換する寛容性**が必要である。
- ・ 以上のような観点を一例として、**政治家にどのような資質を期待するかを我々国民一人一人がそれぞれの視点で考えてみてはどうだろうか。**選挙で投票する候補を選んだり、外交政策を評価する際の判断基準になると思う。

国民の意識・世論が政治の意思決定に影響する

- ・ あらゆる国において、政治の意思決定には国民世論の動向が大きく影響する。1997年10月の米国ワシントン調査の際にお会いしたリチャード・アーミテージ氏（ブッシュ新政権で国務副長官就任が内定している）は、「これからの日本は外圧によってではなく、“内圧”で変わるべきだ。安全保障に関する国民的な議論を巻き起こす地道な努力が必要であり、時間はかかるが民主的なプロセスが必要だ」と語った。
- ・ 2000年4月の台湾調査でお会いした台湾有数の実業家である許文龍・奇美実業董事長は、日本の政治の現状に触れ、「**民意が変われば政府の考え方も変わる**」と語った。国民一人一人が安全保障問題を含め国政の重要事項に関心であってはならない。

政策決定の目的や背景に関心を持つ

- 政治の意思決定には国際情勢、国内世論、諸外国の反応など様々な判断材料がある。
政治のリーダーは、打ち出す政策や方針の背景にある目的や意図、いかなる判断のもとに意思決定したのかを、国民に対してわかりやすく説明すべきである。我々国民やマスコミは、政治家に説明を求め、政策の良し悪しを正当に評価すべきである。
- 同様に、**政策決定の背景を諸外国に説明し理解を求める努力が必要である。**タイ調査の際にお会いしたある日本人の方から、日本の外交には構想や戦略がないとの指摘があった。例えば1997年のアジア経済危機への対応について、「日本は将来のアジアにこのような展望を持っており、だからこういう援助をする。それはアジアのためにもなることだ」というプレゼンテーションをしないために、日本が行った支援の大きさに比べると極めて低い評価しか得られていないという。
- 外交政策の説明で特に重要なのは、目的は何か、到達点は何かを明示することではないだろうか。**例えば世界第2位の国連分担金を負担していることも日本の国際社会への貢献であるが、分担金に見合うだけの発言力や影響力を発揮できるかは日本自身の言動にかかっている。日本が国連の安全保障理事会の常任理事国入りすることそのものは目的ではない。前出のアーミテージ氏が「常任理事国は決定を下し、その決定に責任を持たなければならない」と語ったように、世界の平和と安定という目的の実現のために日本が常任理事国としていかなる役割を果たすかを自ら考え、世界に発信していくことが重要である。日本が常任理事国となるには、世界をリードする国の一つとして、アジアを代表する国の一つとして、責任を果たしていく覚悟が問われる。

資料3-1：国連への日本の人的・資金的貢献

- 国連への日本の人的貢献は、全体の3～4%に留まっている。

	全体	日本人	日本人の割合	
国連事務局	2,389人	106人	4.4%	(2000年6月末)
他の専門機関を含む (専門職以上)	18,490人	500人強	3%弱	(1997年末)

- 国連の活動を支える主たる財源である通常予算は年間約13億ドルに上り、すべての加盟国で分担して賄われる。2000年12月の国連総会で、2001年から2003年の通常予算の各国分担率を定めた決議が採択された。日本とアメリカの分担率は引き下げられたが、依然両国が突出している。

(表) 主要国の国連通常予算分担率 (単位：%)

	アメリカ	日本	ドイツ	フランス	イギリス	ロシア	中国
2000年	25.000	20.573	9.857	6.545	5.092	1.077	0.995
2001年	22.000	19.629	9.825	6.503	5.568	1.200	1.541
2003年	22.000	19.516	9.769	6.466	5.536	1.200	1.532

項目 4：安全を脅かす事態への対応

- ・ 常日頃から備える不断の努力
- ・ 独力－同盟－多国間の枠組み
- ・ 軍事力は抑止力として重要
- ・ 応分の負担を伴う

・ 安全保障の問題は、国家の存立や国家主権の独立性に関わる問題である。領土、国民の生命・財産、民族自決権、その他の権益が脅かされる事態からいかにして安全を守るのかということについて、いくつかの観点から考えてみたい。

常日頃から備える不断の努力

- ・ 先ず考えるべきは、**信頼醸成措置や外交努力の積み重ねによって、国の安全を脅かす事態が起こる可能性を低下させること**である。「有事」に至る可能性とその影響の大きさは、相手の「能力」と「意図」の掛け算で決まるといわれる。軍縮は相互に能力を低下させる取り組みである。一方的に相手の能力を低下させることは困難であるが、意図を下げさせることは可能である。**信頼醸成に加え、貿易や投資など経済的な相互依存関係が強まることは、武力行使を思いとどまらせる効果を持つ。企業や個人の経済活動も安全保障に寄与しているといえる。**
- ・ 一方で、如何なる努力をもっても有事を 100%未然に防ぐことができる保障はない。「有事は起こり得る」ものだと考え、**万が一の事態に常日頃から万全の備えをする必要がある**。起こり得るシナリオをあらかじめ想定し、その中で起こる確率（蓋然性）の高さと、自国や国際社会への影響の大きさなど事態の重大性を見極め、対応策を検討する。検討段階では制約を設けず、あらゆる選択肢を検討することが重要である。さらに対応の計画を立案し、計画に基づいた訓練を重ね、いかなる事態にも対応できるように備えておかなければ、いざという時に機能しない危険性がある。
- ・ 不幸にして「有事」が起こった場合には、**適切な対応を速やかに決断し実行に移す**ことが必要となる。政治が主体的な意思決定を迅速に行うには、情報をスピーディーに集約し、分析された的確な情報を意思決定者に提供する体制が必要である。
- ・ また領空・領海侵犯、北方領土や尖閣諸島をはじめとする領土問題など、**平時における主権侵害への対応**も重要である。日本では 1999 年 3 月、北朝鮮の工作船といわれる日本海での不審船事件に対するため、自衛隊に戦後初の海上警備行動が発令された。このような事態に備えておくことが重要である。

独力－同盟－多国間の枠組み

- ・ **日本の安全の責任を負うのは日本自身であり、「自らの安全は自ら守る」のが基本で**

ある。しかし「いかにして自国の安全を守るか」を考えると、独力で守る以外にも様々な手段が考えられる。

- ・ 同盟関係を結び二国間の協力関係によって自国の安全を担保するという選択肢があり、日本はアメリカとの同盟を選択している。同盟による協力関係は、同盟国に対する他国からの攻撃があった場合それを自国への攻撃とみなして反撃を加える「集団的自衛権」の考え方に基づく。
- ・ また敵も味方も含めた多くの国を対象とする集団を形成し、加入した全ての国が武力の不行使を約束し、約束を破った違反国には他の全諸国が共同で制裁を加える「集団安全保障」の考え方がある。国連やASEAN地域フォーラム（ARF）などの集団安全保障の枠組みは、違反国に制裁を加える国際警察的機能は持ち得ていないが、対話の場、信頼醸成の場として有効に機能し始めている。特にARFの意義は年々強まっている。
- ・ これら様々な選択肢を戦略的に組み合わせ、重層的な構えによって、自国の安全を確保することができる。

軍事力は抑止力として重要

- ・ 国の安全を脅かす様々な事態の中でも特に甚大な影響を及ぼすものとして、武力による侵攻など軍事力の行使、あるいは軍事力を背景とする威嚇・恫喝が想定され得る。
軍事力に対抗する手段は軍事力であり、対抗する手段を持つことで相手の軍事力行使を思いとどまらせる抑止力となる。つまり軍事力は戦争をするための手段ではなく、戦争を起こさせないための手段だといえる。軍事を軽視して安全保障を考えるべきではない。
- ・ 軍事力を行使させないためには、誤ったシグナルを送らないことも重要である。1950年の朝鮮戦争はアメリカが死活的な防衛ラインを対馬海峡に置いたため、ソ連や北朝鮮に朝鮮半島での挑発的な行動をとらせた、アメリカの外交上の失策であったといわれている。

応分の負担を伴う

- ・ **国の安全は個人の生活や家族の生命の安全にも直結している問題**であり、個人個人が「自らの安全は自ら守る」という意識を持つべきではないだろうか。
- ・ 安全を担保するには応分の負担が伴う。安全保障の負担には様々なものがある。自衛隊員はいざという時には自らの身を危険にさらして任務に就く。また有事対応の際に、国民の生命の安全を守るために結果として財産権など一部の私権が一時的に制限されることが起こり得る。納税などによる金銭面の負担もある。これらの負担が一部の地域や人々に極度に偏ることは避けるべきである。
- ・ 多くの行政サービスは、民間にゆだねたり個人の自助努力で代替することで、サービ

スの質や量を落とし、住民が負担するコスト（税金）を下げる選択は可能である。しかし安全保障は国家に依存する部分が多い。効率的な運用に留意し、費用対効果を常に点検しながらも、安全を確保できるだけのコスト負担は必要であり、その負担は最終的には国民一人一人にかかってくる。**負担することによって安全の確保という受益を得ることが可能となる。**

資料 4－1：自衛権

- ・ 自衛権とは、国家主権に対して、外国から不正な動機による差し迫った侵害が行われた時、国家はこれを排除する権利を持つとする国際法上の考え方である。
- ・ 国連憲章 第 51 条は、「国連加盟国に対して武力攻撃が発生した場合、安全保障理事会が国際の平和と安全の維持に必要な措置をとるまでの間、個別的または集団的自衛の固有の権利を害するものではない」と規定している。

項目 5：日米同盟関係の意義

- ・ 日米同盟は日本自身が選択している相互の関係
- ・ アジア・太平洋地域の安定の根幹
- ・ 日米の負担のバランス

日米同盟は日本自身が選択している相互の関係

- ・ 日米同盟について、日本国内では様々な論調がある。例えば「日米安保はアメリカの国益のためにあり、アメリカの世界戦略に日本が巻き込まれている」「米軍の駐留が日本の軍国主義化を抑える歯止めになっている。（いわゆる『ビンのふた論』）」「日本は第二次大戦後、安全保障をアメリカに依存し、経済発展に邁進することによって高度成長を実現し得た」「日米同盟は片務的である」「日米安保に頼らず、日本はアメリカから自立すべきである」などが挙げられる。
- ・ しかし我々は、日本が日米同盟を受動的に受け入れているとか、日米同盟はアメリカが一方的に日本を守る取り決めだとは認識していない。**日米同盟という最善の選択肢を日本自らの判断によって選択している**と考える。日本はアメリカと同盟を組むメリットが大きいから日米同盟を選択し、アメリカも日本と同盟を組むメリットが大きいから日米同盟を選択する相互的關係である。アジア・太平洋地域の抑止力の中心的存在である日米同盟によって、日本は地域の安定とその一部として日本の安全を享受している。アメリカにとっては、日本の地理的な重要性に加え、日本が負担している土

地、労力、費用、メンテナンスの技術は膨大なものであり日本以外の国では代替できない重要性がある。そしてこれらのメリットを日米両国ばかりでなく、アジア・太平洋地域の全ての国が享受している。また日米同盟は世界で最も重要な二国間関係の一つである日米両国の友好関係の基盤であることにも大きな意義がある。

- ・日米安保条約はわずか10条から成る、短い条約である。その最後の第10条には、日米のいずれかが条約を破棄する意思を一方的に通告すれば、その1年後に日米安保は自動的に解消される旨が明記されている。日米安保を「不要」と判断すれば、日本はいつでも同盟関係を破棄することができ、同様にアメリカもいつでも破棄できる。つまり日米ともに、日米同盟の意義を認め、これを選択し続けているのである。
- ・**日米双方にとって、日米同盟に代わる二国間関係は現在も予測可能な将来にもあり得ない。**2000年12月の「ボストン・シンポジウム」で、ジョセフ・ナイ教授は我々に「3つのメジャーパワーがある場合、常に2対1に分裂する危険をはらんでいる。ただし日米中の3国については、日本もアメリカも2対1の残りの1になることは絶対にない」と語り、日米関係が強固であることを強調した。
- ・しかしいつでも破棄できることから分かるように、日米同盟は決して不動の盤石の関係ではない。民主主義や市場経済など価値観において共有する部分があり、経済の相互依存関係が大きい日米両国の国益は合致する部分が多い。しかし双方の国益が100%合致することはあり得ない。実際に第二次大戦後の歴史の中でも経済の問題、文化的な摩擦、安全保障の問題など、日米が対立する場面は数多くあった。**日米同盟が重要であるからこそ、その意義や双方の負担のバランスを常に点検し改善を図り、それぞれの国内要因が同盟関係を揺るがすことの無いよう、共同で対処する必要がある。**日本政府がブッシュ新政権との新たな安全保障協議の場として日米両国の官民の有識者で構成する「安全保障政策協議会」（仮称）の新設に向けて動いていることは評価できる。民間人を交えて突っ込んだ協議や政策調整が行われることを期待する。
- ・2000年10月に米共和、民主両党の外交・防衛問題専門家16人の知日派グループが「日米 成熟したパートナーシップに向けて」と題するレポート（以下、「米超党派レポート」と呼ぶ）を発表した。「米超党派レポート」はアメリカ新政権に日米関係強化を訴える政策提言であり、ブッシュ新政権の対日政策・対アジア政策の根幹になると見られている。**米新政権は日米同盟関係を重視し、日米の安全保障協力の拡大強化に動く**と見られている。例えば集団的自衛権、有事法制の制定、日米の防衛協力の範囲の拡大などの要望が高まることが予想される。アメリカの要望に対する是非という議論ではなく、これらの課題が日本にとって必要かどうかの議論を日本国内で深める必要がある。

アジア・太平洋地域の安定の根幹

- ・冷戦期においては、ソ連の脅威から日本を守ることに日米同盟の最大の意義があり、

日米安保条約の第5条の重要性が高かった。**冷戦終結後の今日もアジア・太平洋地域の安定の根幹としての日米同盟の重要性はますます高まっている。**第6条の重要性が高まっているといえる。

- ・ 1997年9月に日米が合意した新しい「日米防衛協力のための指針」（以下「ガイドライン」と呼ぶ）は、冷戦終結後の地域の情勢の変化に対応し、アジア・太平洋地域の安定を揺るがす事態（周辺事態）に日米が協力できる範囲を明らかにしたものである。日米間の信頼関係を高める上でも、周辺諸国への透明性を高める意味においても、ガイドラインの意義は大きい。2000年11月の船舶検査法の成立でガイドラインに関する国内での法整備は一通り完了し、ガイドラインを実行可能にするための国内の体制は徐々に整いつつある。
- ・ **アジア・太平洋地域の安定は日米双方の国益にとって重要であり、日米の国益が合致する最大の部分といえるかもしれない。我々はアジア各地の調査で、アジア諸国が日米同盟に高い信頼を寄せていることを直接聞いた。日本も日米同盟によって地域の安定に貢献している。またアメリカは在日米軍基地を置くことによって、世界の警察といえる役割を果たし得ている。在韓米軍は朝鮮半島の安定を任務としており、原則として朝鮮半島の外の事態へ対応することはない。アジア・太平洋地域の安定を任務としている在日米軍とは、根本的に役割が異なっている。**
- ・ 日米同盟が、ある特定の国を対象としたものではないと我々は認識している。ただし、ある国が他の国に武力行使したり主権侵害を行い、それが日米の国益を脅かすものであれば、日米が同盟に基づいて対処する可能性は否定できない。

日米の負担のバランス

- ・ 土地、労力、費用、メンテナンスの技術など同盟に伴う日本の負担は膨大なものである。**日米双方の負担が完全に対等である必要はないが、双方が納得できるバランスの取れた関係であることが重要である。**
- ・ アメリカは国内事情から、単独で世界の安全保障の負担を担うことは難しくなっており、どの同盟国に対しても「アクティブな支援」を求めるようになっている。湾岸戦争の際の日本の意思決定は“Too little, too late.”だったといわれるように、決断は遅く人的な貢献は不十分であったと認識されている。大阪大学の坂元一哉教授の言葉を借りれば、アメリカが一方的に人的負担を負う「人と物との協力関係」から「人と人との協力関係」に近づけていくことが重要である。アメリカからの要請に応えると同時に、日本にとっても米軍に過度に依存しない安全保障のあり方を模索することは、結果として基地負担や資金負担の軽減につなげていくことができる可能性がある。
- ・ ガイドラインは一步前進ではあるが、日本の協力には様々な制約がついている。ガイドラインの内容をよく吟味し、日米の防衛協力がガイドラインの範囲で十分かどうか考えてみる必要がある。

資料５－１：日米安全保障条約 条文（抜粋）

- ・ [前文より] 両国が国際連合憲章に定める個別的又は集団的自衛の固有の権利を有していることを確認し、両国が極東における国際の平和及び安全の維持に共通の関心を有することを考慮し、相互協力及び安全保障条約を締結することを決意し、よって次のとおり協定する。
- ・ [第５条より] 各締約国は、日本国の施政の下にある領域における、いずれか一方に対する武力攻撃が、自国の平和及び安全を危うくするものであることを認め、自国の憲法上の規程及び手続に従って共通の危険に対処するように行動することを宣言する。
- ・ [第６条より] 日本国の安全に寄与し、並びに極東における国際の平和及び安全の維持に寄与するため、アメリカ合衆国は、その陸軍、空軍及び海軍が日本国において施設および区域を使用することを許される。
- ・ [第１０条より] いずれの締約国も、他方の締約国に対しこの条約を終了させる意思を通告することができ、その場合には、この条約は、そのような通告が行われた後１年で終了する。

資料５－２：米超党派レポート「日米 成熟したパートナーシップに向けて」

（原題：The United States and Japan: Advancing Toward a Mature Partnership）

- ・ 超党派グループ 16 人の主要なメンバーは、リチャード・アーミテージ元国防次官補、ジョセフ・ナイ教授など。米新政権に日米関係強化を訴える政策提言で、6つの分野（政治、安全保障、諜報、経済、外交、沖縄）について、日米関係の進むべき方向性を述べている。
- ・ 日本にとって乗り越えるべき課題や厳しい要求が多いが、「日本に対する信頼と善意、日米関係の現状を憂える真摯さ」（岡崎久彦氏）が流れていると肯定的に評価する声が多い。
- ・ 安全保障の分野では、日米は「負担の分かち合い」（burdensharing）から「力を共有する関係」（power-sharing）に進化する時であり、日本が集団的自衛権を行使できるようにすることで、より緊密で効率的な安全保障の協力が可能になるとしており、アメリカからも日本の集団的自衛権に期待する声が高まっている。
- ・ ほかにも有事法制の制定、全面的な平和維持活動（PKO）や人道的な救出活動への参加、国際テロや国境を超えた犯罪など新しい課題に対応する米軍と自衛隊の支援体制の定義などを日本に求めている。

資料５－３：日米防衛協力のための指針（ガイドライン）

- ・ 1996 年 4 月、東京での橋本首相とクリントン大統領の日米首脳会談で、「日米安全保障共同宣言」が調印され、日米安保条約の目的を「日本国及び極東地域の平和と安全の維持」から「アジア・太平洋地域の平和と安全」へと「再定義」された。この日米安保の再定義を受けて、日米両国政府は旧ガイドラインの見直し作業に着手し、1997 年 9 月に新しいガイドラインに合意した。

- ・新ガイドラインでは、それまで不明確であった「日本国周辺地域における事態で日本の平和と安全に重要な影響を与える場合（周辺事態）の協力」の範囲を明確にしたもので、具体的な 40 項目を列記している。
- ・新ガイドラインには「日本のすべての行為は、憲法の制約の範囲内において」行われると明記されている。協力項目例として、“公海における”機雷の除去、“国連安保理決議に基づいて行われる”船舶の検査、米軍に対する“武器・弾薬を除く”物資および燃料等の提供といった事例が挙げられている。“ ”の中は憲法に抵触しないように課した制限だと考えられる。

項目 6：アジア・太平洋地域の安定への日本の貢献

- ・アジア諸国からの期待が大きい
- ・日米が相互にアドバイスを送る関係に

アジア諸国からの期待が大きい

- ・日本がアジア・太平洋地域で積極的に外交や安全保障上の役割を果たすことを、アジアの人々はどのように受け止めているのだろうか。我々がアジア各地への調査で直接聞いた話をいくつかご紹介したい。
- ・先ずタイの元大物外交官は、「日本・アメリカ・中国の 3 カ国が東アジアの安定にとっての『3つの極』である」と語った。
- ・韓国調査では、「日本は東アジア全体の安全保障政策を考えることが重要」であり、「日本はアジアのリーダーとしての自覚を持つべき」との声があった。
- ・台湾調査では、「日本は大きい友人と付き合いながらも、小さい友人を忘れてはならない。強い友人と付き合いながらも、良き友人を決して忘れてはならない」という示唆深い言葉をいただいた。これは当時現役の閣僚だった方の発言である。
- ・ここで紹介した発言はいずれも、国力や経済力に見合うだけの役割を十分に果たし得ていない現状の日本に対する叱咤激励と受け止めている。これらの発言に共通するのは、**日本がアジアの中でより大きな役割を果たすことへの期待の表明**だということである。これらの発言が、それぞれの国の全ての声を代弁しているかどうかはわからないが、それぞれ責任ある立場にある方がこのような率直な発言をされたことを、我々日本人は重く受け止めなければならないと考える。**日本はアジア・太平洋地域の安定の実現に積極的に貢献する意思を明確に持たねばならない。**
- ・例えば、今後のアジア・太平洋地域にどのような秩序を形成していくことが望ましい

かというビジョンを日本が構想し、各国に提案していくことも日本の貢献の一つの方法である。例えば朝鮮半島の統一問題は当事国である韓国と北朝鮮が決めることであるが、朝鮮半島をめぐる他の様々な問題には、日米中露も含め関係各国が共同で話し合うことが必要である。朝鮮半島を軸に日米と中露が綱引きをするような構図は避けなければならない。

- ・さらに日本の重要な外交手段のひとつにODA（政府開発援助）がある。ODAは被援助国の経済発展を通じた国際政治の安定の実現や、国際世論を日本の味方にするこ
とにつなげるためにも、効果を常に検証しつつ効率的に使われるべきである。

日米が相互にアドバイスを送る関係に

- ・地域の安定の根幹である日米同盟の当事者である日米両国が、自国の判断に偏らずに**アジア・太平洋地域全体の安定を重視する姿勢を持ち続けるために、相互にアドバイスを送り続けることが重要**であり、それが日本が果たすべき役割のひとつだと考える。
- ・例えば、米国シンクタンク的外交問題評議会で上席研究員をしていた長島昭久氏は、日米に加えて、韓国やオーストラリアなど米国の域内同盟諸国の間の調整のための常設の協議機関を創設し、米軍の前方プレゼンスの規模や性格などを論じることを提案している（出所：中央公論 2000 年 10 月号）。今はまだアジアでの 10 万人の米軍のプレゼンスを削減する環境にはないが、遠からず見直しの時期が来る可能性がある。アメリカが自国の判断にのみ頼らず、協議機関などの場で関連各国とオープンに議論を重ねた上で決定されるべきである。
- ・また**アジアにおける情報は、アメリカ政府がつかんでいる情報よりも、日本の情報のほうが的確な場合がある**。またアメリカの価値観を一方的に押し付けても、アジアではうまくいかない場合がある。
- ・例えばタイ調査の際に、アメリカの対ミャンマー政策はアジア全体の安定の視点を欠いたものだと思われ続けている印象を受けた。アメリカによる経済制裁を一つの要因として、ミャンマーは経済的に中国への依存度を強め、中国はミャンマーへの影響力を強めている。中国の影響力の増大がASEAN諸国にとって潜在的な脅威に映っていると感じることがあった。我々はアメリカの人権外交・民主主義外交に異を唱えるつもりはないが、**アジアに対してアメリカの価値観を一律で押し付けても上手く行かない場合がある**ということ、日本はアメリカにアドバイスすべき立場にあると考える。

項目 7：安全保障をめぐる議論の変化の潮流

- ・ 集団的自衛権をめぐる議論
- ・ ナショナリズムの高まりとの心配には当たらない

集団的自衛権をめぐる議論

- ・ 集団的自衛権については昨今、民主党の鳩山由紀夫党首が繰り返し言及したり、与党自民党からも必要性を主張する声があるなど、**政治家がオープンに議論するようになってきている。**
- ・ 1972 年に発表された集団的自衛権に関する「政府統一見解書」は、「日本は国際法上集団的自衛権を有しているが、行使することは憲法上許されない」というもので、これが今日まで変わらない政府解釈となっている。日本はその後も国際情勢の変化に対応するために、集団的自衛権の行使にあたるかどうか曖昧な「グレーゾーン」の中で「集団的自衛権にあたらない」と解釈する範囲を広げる「解釈論」によって安全保障上の機能を拡大させてきた。
- ・ 解釈論の延長から脱却し、日本の安全や地域の安定に最も資する日本の対応は何かということから考えるべきである。言い換えると、**現行の法解釈を前提条件に集団的自衛権の行使にあたらない範囲で何が出来るか（What can we do?）を考える発想を改め、集団的自衛権の行使も含めた数多くの選択肢の中から日本が「何を為すべきか（What should we do?）」をストレートに考えるべきである。**
- ・ 集団的自衛権の議論が高まることは、健全な安全保障論議そのものの活性化を意味する。集団的自衛権についての国民的議論をさらに高め、集団的自衛権が必要かどうかの国民の意思を明らかにしていく時期にあると考える。国民が必要と判断するのであれば、適正な手続きを踏まえて集団的自衛権を行使できるようにしていく政治の決断が望まれる。手続きには、憲法改正が必要との見方や、政府解釈を変更することで可能だとする見方があるが、これも国民の意思を確認した上で決定されるべきである。我々は集団的自衛権を行使できるようになることが日本の安全にとって必要であり、日米の信頼関係の強化やアジア・太平洋諸国の期待に応えることにつながり、ひいては国際社会での日本の立場を強化するものと信じている。
- ・ 集団的自衛権を行使できるようになったとしても、「実際に行行使するかどうか」「具体的にどのような行使が必要なのか」は事態の性格に応じて日本自身が判断することである。集団的自衛権は、日本がアジア・太平洋地域の安定に積極的に貢献していくための条件整備である。
- ・ なお関西経済同友会は 1998 年 1 月に発表した「日本の安全保障をストレートに考える」と題する提言でも、集団的自衛権の必要性を主張している。詳しくは関西経済同友会ホームページ<http://kdoyukai.on.arena.ne.jp/teigen.html>を参照いただきたい。

ナショナリズムの高まりとの心配には当たらない

- ・国会で憲法論議が始まったことや国旗国歌法案の成立などをとらえて、アメリカの有力紙の一部には、日本でナショナリズムが高まっていると警戒感を示す論調があった。しかし**決してナショナリズムの高まりとの心配には当たらないと、我々日本人は堂々と主張して構わない。**
- ・オリンピックでの日本選手の活躍をうれしく感じたり、出身の郷土に愛着を持ったり、海外へ出た時に日本を懐かしく感じることは、「**自然な感情**」である。これは世界の常識といえるものである。アメリカ国民は国歌演奏や国旗掲揚を厳粛な気持ちで見守る。タイ国民も同様であり、タイでは国王に対する尊敬の念が大変強い。我々がタイを訪れた 1999 年 8 月には、同年 12 月 5 日に国王が 72 歳の誕生日を向かえる祝賀ムードが街にあふれていた。
- ・このように「**自然な感情**」として国を愛する気持ちを持つことをタブー視したり、**危険視する必要はない。**あえてナショナリズムという言葉を使えば、**日本の変化は「常識的なナショナリズム」であり、「危険をはらんだナショナリズム」ではないと考える。**
- ・アメリカの中でも日本を警戒する見方は一部に過ぎない。米超党派レポートは、「日本国民は（中略）民族国家の主権と高潔さを改めて尊重する旨を明らかにしている」と、日本の変化を肯定的に受け止めている。「**日本人**」としてのアイデンティティに誇りを持ってこそ、国際社会の中で貢献できる国際人としての活躍が可能になるのではないだろうか。

項目 8：沖縄の負担軽減に向ける思い

- ・ 沖縄に広がる安全保障問題への真摯な取り組み
- ・ 基地負担の軽減に向けた三者共通の思い
- ・ 普天間基地移設・返還の実現に向けて

沖縄に広がる安全保障問題への真摯な取り組み

- ・ 1997 年 7 月に我々は沖縄を訪問し、米軍基地や自衛隊基地などを訪問するとともに、日本本土の経済団体としては初めて安全保障をテーマに沖縄経済同友会と意見交換を行った。初めての沖縄訪問は、我々にとって驚きの連続であった。我々は沖縄を訪問し生の声を聞いてはじめて、**沖縄県民の意識の背景にある日本本土に対する複雑な感情**を思い知らされた。
- ・ 「1609 年の薩摩による琉球侵攻」「1879 年廃藩置県での沖縄県設置、琉球王朝解体」「第二次大戦で日本唯一の地上戦の戦場となった」「1951 年のサンフランシスコ講和条約で日本は沖縄を切り捨てて独立し、結果沖縄は 27 年間米国の施政下に置かれた」また「本土復帰後の今日も在日米軍基地の 75%が沖縄に集中している」「本土復帰までの 27 年間のギャップは埋め切れていない」というものである。
- ・ 「沖縄はいつまで我慢すればいいのか」という県民の複雑な思いは、2000 年 4 月にお会いした稲嶺恵一・沖縄県知事の言葉を借りれば「地下のマグマのように溜まっており、いつ噴き出してもおかしくない」状態にある。沖縄の主張の背景にある複雑な歴史や本土への意識をよく理解した上で、日本本土の我々も自らの問題として、基地問題や沖縄の経済的自立について共に考えていくことが必要である。そのような思いから、その後も沖縄経済同友会との継続的な交流を続けている。
- ・ ただし沖縄県民の声を短絡的に反基地、反安保と結び付けて捉えることはできない。沖縄の人々は基地が間近に存在しているからこそ、在沖米軍が実戦部隊であり即応性を有していることを肌身で感じている。
- ・ **昨今沖縄の中で、基地問題や安全保障問題を積極的に取り上げる動きが広がっている。**沖縄経済同友会は、1999 年度から「基地・安全保障問題委員会」を設置し、広く安全保障の問題を真摯に検討している。
- ・ また「**沖縄イニシアティブ**」と題する、3 人の琉球大学の教授が 2000 年 3 月に共同発表した論文がある。「沖縄イニシアティブ」の中の基地に関する部分の要旨を紹介すると、「私たち 3 人は、日米同盟が果たす安全保障上の役割を評価し、沖縄の米軍基地の存在意義を認めている」「安全保障の面で沖縄はわが国の中で最も貢献度の高い地域として存在する」「われわれは基地の告発者なのではなく、安全保障に大きく貢献する地域として、その基地の運用のあり方を生活者の目線で厳しく点検する一方の当事者の役割を果たさなければならない」というものである。沖縄の中では負の側

面が強調されることの多かった**米軍基地**について、**前向きな姿勢が貫かれている**。

「**沖縄イニシアティブ**」に対して沖縄県内では反発する声もあるが、一方で沖縄県民の潜在的な声（サイレント・マジョリティ）を代弁したものだとの評価がある。

基地負担の軽減に向けた三者共通の思い

- ・ **沖縄の米軍基地はアメリカのためだけにあるのではなく、日本の安全や地域の安定の重要な要素として日本自身が選択している。日本人全員が沖縄の基地を選択している当事者であり、特に我々本土の一人一人は沖縄に過度の負担を強いていると認識し、沖縄が抱える問題に目を向け、我が事として考えなければならない。**
- ・ **基地の重要性を認識した上で、沖縄に集中している基地の負担を可能な限り軽減したいとの思いは、日本本土も沖縄も、そしてアメリカも共通していると感じる。**
- ・ 2000年のG8サミットの沖縄開催を決断した小渕恵三前首相（故人）は、早大生だった時に沖縄復帰運動の学生サークルを結成し何度も沖縄を訪ね、沖縄は若いころから人一倍思い入れの強い場所だったという。小渕前首相は沖縄サミットの議長役を務めることなく、惜しまれつつ世を去ったが、沖縄の人々の間に「小渕さんの思いは伝わった」と感謝する声は強い。また2000年末の内閣改造で沖縄対策担当の特命大臣となった橋本龍太郎元首相は、首相時代に「沖縄に関する特別行動委員会」（SACO）の合意に至った経緯がある。他にも政界のキーマンに沖縄への強い思いを寄せる人は少なくない。
- ・ アメリカは、沖縄サミットの際に、クリントン大統領が「平和の礎（いしじ）」前での演説で「米軍の足跡（footprint）を減らす」と語った。また先に紹介した米超党派レポートでは、沖縄の米軍基地をアジア・太平洋地域に「分散配置」することを提言している。検討に価する提案であり、日米の議論の俎上に乗せるべきと考える。このように**アメリカが沖縄の負担を軽減する視点を持ち始めていることを我々は歓迎する**。2000年12月のボストン・シンポジウムで、米超党派レポート作成者の一人であるジョセフ・ナイ教授に歓迎の意を伝えたところ、ナイ教授は「沖縄の負担を軽減することは日本にとっても、アメリカにとっても賢明である」と明言した。
- ・ 以上のように、**日本本土もアメリカも沖縄に目を向けるようになっている。沖縄の基地の負担を出来る限り減らしたいという三者共通の思いを結実させていきたい。**

普天間基地移設・返還の実現に向けて

- ・ **沖縄の負担軽減に向けての当面の課題は普天間基地の移設・返還である**。1996年12月のSACOの合意で、沖縄県内の代替施設へ移設し普天間基地を返還することで日米が合意した。1999年12月に岸本建男・名護市長は代替施設の使用期限を15年とする条件付きで、名護市辺野古（へのこ）地区への移設受け入れを表明した。しかしそれから1年余り、普天間移設・返還問題はほとんど進展が見られなかった。

- ・その原因は、日本政府が沖縄の意向をアメリカに伝える伝達者にとどまっていること、アメリカ政府や軍当局者が普天間の移設は「日本の国内問題だ」という態度をとっていること、沖縄で「代替施設の 15 年の使用期限」が政治的に譲れない一線となっていることなど、三者三様の理由がある。
- ・しかし**普天間の移設・返還は沖縄の基地負担の軽減とともに、跡地の再開発による経済効果を沖縄にもたらすものであり、絶対に実現させなければならない。日本本土・沖縄・アメリカの三者が共同の議論を深め、沖縄の負担軽減への思いを共有し 15 年問題に関する各々の真意を知る中から、普天間問題の打開の糸口を見出すことが出来ると信じている。**アメリカも当事者として、例えば代替施設の建設工法などについて積極的な提案を出すべきと考える。一步一步ではあっても、三者が当事者として着実な取り組みを続けることが沖縄の問題を解決していく最も近道であると考えている。微力ながら我々関西経済同友会も、沖縄との交流を続け、機会をとらえて沖縄について発信していきたい。

資料 8－1：沖縄イニシアティブ

- ・琉球大学の高良倉吉（歴史学）、大城常夫（経済学）、真栄城守定（同）の 3 教授が共同発表した「アジアにおける沖縄の位置と役割」と題する論文で、通称「沖縄イニシアティブ」と呼ばれている。同論文は、3 月 25 日、26 日の両日、那覇市で開催された「アジア太平洋アジェンダ会議 沖縄フォーラム」（主催・日本国際交流センター）で討議用として発表されたもので、同フォーラムには小渕恵三首相（当時）も出席していた。同論文に対して沖縄県内では賛否両論の反応が上がっている。

「沖縄イニシアティブ」の要旨

- ・沖縄の歴史問題を「ソフトパワー」に高め、生かして行く覚悟を沖縄自身が持つことが、日本にとっても、アジア・世界にとっても重要なこと。
- ・われわれ 3 人（注：3 教授）は日米同盟が果たす安全保障上の役割を評価し、米軍基地の存在意義を認めている。沖縄は安全保障に大きく貢献する地域として、基地の効率的運用がなされているかを点検する一方の当事者の役割を果たすべき。
- ・沖縄は歴史問題を克服し、21 世紀の日本の国家像構築の共同事業者となるべき。
- ・沖縄の地に「ここに日本尽き、アジア始まる」「ここにアジア尽き、日本始まる」との文句を刻んだ 2 つの碑文を建立したい。
- ・沖縄が、アジア太平洋地域の知的インフラ・研究のセンターとなるべき。アジア太平洋地域が内包する様々な「歴史問題」の解決方法を模索する覚悟をわれわれが持ったとき、沖縄は日本とアジア太平洋地域を結ぶ「知的な解決装置」としてレベルアップできる。

資料 8－2：沖縄に関する特別行動委員会（SACO）

- ・ 1995 年に沖縄で起きた米兵による少女暴行事件をひとつの契機に、在日米軍基地が集中する沖縄県の負担を軽減する目的で、同年 11 月に日米両国により設置された委員会。96 年 4 月の中間報告を経て、同年 12 月に最終報告を取りまとめ、発表した。
- ・ 最終報告では、①海兵隊普天間飛行場など 11 の米軍施設の返還、②県道 104 号線越え実弾射撃訓練の本土への移転など訓練の調整、③普天間飛行場における夜間発着訓練の制限など騒音軽減措置の実施、④米軍車両へのナンバープレート表示の義務付けなど地位協定の運用改善などに合意した。

資料 8－3：代替施設の使用期限の 15 年問題

- ・ SACO の合意の目玉である普天間基地の移設・返還には、沖縄県内の代替施設の建設が条件となっている。普天間基地の代替施設の使用期限を 15 年とする案は、もともと 1998 年 11 月の県知事選の際に、稲嶺恵一・現知事が公約した。
- ・ 1999 年 11 月に稲嶺知事が移設候補地を名護市の辺野古地区にすると発表した際や、同年 12 月に岸本建男・名護市長が移設受け入れを表明した際にも、15 年の使用期限を移設受け入れの条件とした。
- ・ アメリカ側は 15 年後の国際情勢を見通すことが困難であるにも関わらず使用期限を設定することはできないという「軍事的観点」から使用期限に反対している。沖縄は県民の同意を得るには何らかの妥協点が必要という「政治的観点」から「15 年」を主張している。両者の観点が違うため主張がかみ合わず、平行線の状況が続いてきた。
- ・ 2000 年 4 月の関西経済同友会の沖縄訪問の際にお会いした稲嶺知事は、「戦後 55 年が経過し、代替施設の建設までに最低 10 年、使用期限が 15 年とすると、あわせて 80 年になる。沖縄はいつまで我慢すればいいのか。日本政府は沖縄のことを本当に真剣に考えているのか」と、我々に切々と訴えた。

項目 9 : 自衛隊に目を向ける

- ・ 自衛隊を身近な存在と感じているか
- ・ 広範な任務で活躍する自衛隊
- ・ 自衛隊は諸外国からどのように認識されているか
- ・ 自衛隊が十分に能力を発揮できるために

自衛隊を身近な存在と感じているか

- ・ 我々は委員会の活動で自衛隊を繰り返し訪問している。ここ数年では、関西地区にある陸上自衛隊の中部方面総監部（兵庫県伊丹市）や沖縄の那覇にある陸上自衛隊と航空自衛隊の基地を訪問したり、大規模な演習を見学する機会を得た。自衛隊幹部のお話を聞いたり、自衛隊員が日常の任務や演習に臨む姿を見るたびに、我々は自衛隊に対する信頼感と感謝の念を強くしている。
- ・ 自衛隊の基地のある町やその周辺にお住まいの方は、基地公開や体験航海、航空ショーなど自衛隊に触れる機会があったり、学友に自衛官の子息がいる方も多いことと思う。また家族に自衛官がいるという方も多いと思う。我々が見学の機会を得た富士演習場での陸上自衛隊の総合火力演習は年に一度の大規模な演習で、約3万人の見学者が集まる一大イベントとなっている。大勢の一般の見学者の方が演習を楽しみにしている様子が伝わってきた。
- ・ 一方、自衛隊の基地が身近になく、自衛隊は遠い存在だと感じている方も少なくないと思う。基地を開放しての記念行事や音楽隊の演奏会は全国各地で行われており、開催情報は防衛庁の広報誌『セキユリタリアン』に掲載されているほか、直接自衛隊の広報に問い合わせても丁寧に対応していただける。**是非多くの方が自衛隊と触れ合う機会を持っていただくことを期待したい。**
- ・ 1999年のタイ調査で、「タイ国民にとって軍人は憧れの職業である」という話を聞いた。アメリカ国民は若き米兵を、敬愛の念を込めて「Our Boys」と呼ぶという。国のために命を投げ出すことを敢えて選択している人々に対して、このような意識を抱くことは、世界の常識といえる。我々日本国民は自衛隊に対して同様の意識を持っているだろうか。自衛隊と国民一般の間に隔たりが存在してはいないだろうか。
- ・ 色眼鏡をかけずに、ありのままの自衛隊を見るべきである。**多くの国民が自衛隊の任務や日々の活動を知り、自衛隊に対する理解と信頼を深めることは、自衛隊員の誇りと国を守る気概につながるのではないだろうか。また、いざという時に頼れる存在であるべき自衛隊が十分に機能しているかどうか目を光らせることも必要である。**

広範な任務で活躍する自衛隊

- ・ 自衛隊は日本を防衛することが主たる任務であり、それ以外にも各種事態への対応や、

より安定した安全保障環境の構築など多様な役割を担っている。

- ・各種事態への対応としては、大規模災害への災害派遣、不発弾の処理、長野オリンピックなど運動競技会への協力などがある。2000 年 9 月に自衛隊員約 7,000 人が参加して行われた東京都の総合防災訓練「ビッグレスキュー東京 2000」は記憶に新しい。不発弾の処理は、建設工事現場などで第二次大戦時の空襲などの遺物である不発弾が発見されると、地方自治体などの要請を受けて陸上自衛隊が処理するもので、1999 年の処理件数は全国で 2,359 件、量にして約 79 トンに上る。また沖縄の陸上自衛隊は離島の急病患者をヘリコプターなどで沖縄本島に運ぶ急患空輸も任務のひとつである。
- ・より安定した安全保障環境の構築には、P K O（平和維持活動）への参加などの国際平和協力業務や、他国との防衛交流などがある。タイ調査の際にお話をお聞きしたタイの海軍将校は、日本の防衛大学校への留学経験者であった。

自衛隊は諸外国からどのように認識されているか

- ・日本の防衛関係費は 2000 年度当初予算で 4 兆 9,218 億円で、イギリスの国際戦略研究所が発行している『ミリタリー・バランス(1999-2000)』によると、国防費の国際比較は 1 位がアメリカ、2 位がロシアで、日本はイギリス、ドイツ、フランス、中国とほぼ同額の 3 位グループとなっている。このように世界の中でも巨額の防衛費を投入している日本の自衛隊は、諸外国からどのような存在と見られているのであろうか。
- ・自衛隊との合同演習を経験した外国の軍関係者は、日本の自衛隊は最新鋭の装備を有しており、自衛隊員の練度や士気が極めて高いとの評価を口にする。また多くの在外公館に自衛官が駐在武官として派遣され、その国の軍関係者と制服同士の交流をしている。また日本国内で開かれたあるシンポジウムで、韓国のある大臣経験者が語った言葉が印象深いので紹介する。『自衛隊』という言葉は理解できない。『軍』と呼べばいいではないか。私は日本が 1930 年代に進むとは考えていない。しかし韓国の一部の人は『日本の軍国主義化を懸念する』ということを使う。日本は、そうではないと具体的に積極的に説明して欲しい」というものである。**自衛隊は軍隊と認識されているというのが、常識的な捉え方ではないだろうか。**

自衛隊が十分に能力を発揮できるために

- ・広範な任務と優れた能力を有している自衛隊だが、**法律の縛りや制度の不備によって、その能力を実際の場面で十分に発揮できない可能性がある。**
- ・自衛隊法は警察法の焼き直しであり、「正当防衛」と「緊急避難」の場合でしか相手に反撃できない。また「交戦規程」(Rule of Engagement. ROE) が不十分なため、現場での武器使用の基準が曖昧である。また日本の防衛の基本方針となっている「専守防衛」の考え方は相手が侵攻して来た場合にのみ必要最小限の軍力で対抗すると

いうものであるが、侵攻の未然防止の機能を著しく損なう考え方だといえる。

- ・ 自衛隊の体制にも問題点が多い。我々は日米の共同指揮所演習を見学する機会を得た。コンピュータ・シミュレーション上で部隊を動かす作戦計画の訓練であったが、米軍に比べて自衛隊の情報化が機器の面でもソフト面でも遅れを取っているとの印象を強く受けた。また冷戦後の情勢の変化に合わせた配備の変更や更新は十分に進んでおらず、長い年月を要するという。また自衛隊の組織が官僚的との指摘や、予備役の数が少ないことが問題との指摘がある。
- ・ 自衛隊を「さやの抜けない刀」としてはならない。**日本の安全やアジア・太平洋地域の安定により貢献できる自衛隊となる必要があるし、我々国民全体がそのような意思を持つべきと考える。**

資料 9－1：「正当防衛」と「緊急避難」

- ・ 自衛隊法 第 95 条「自衛官は、（中略）必要であると認める相当の理由がある場合には、その事態に応じ合理的に必要と判断される限度で武器を使用することができる。ただし刑法第 36 条または第 37 条に該当する場合のほか、人に危害を与えてはならない」
- ・ 刑法 第 36 条（正当防衛）「急迫不正の侵害に対して、自己または他人の権利を防衛するため、やむを得ずにした行為は罰しない」
- ・ 刑法 第 37 条（緊急避難）「自己または他人の生命、身体、自由または財産に対する現在の危難を避けるため、やむを得ずにした行為は、これによって生じた害が避けようとした害の程度を超えなかった場合に限り、罰しない」

項目 10：憲法論議に象徴される課題

- ・戦力の保持は国家存立の条件
- ・有事法制の整備は緊急の課題
- ・軍事に関する事柄をタブー視する必要はない
- ・改憲論、護憲論を超えて

戦力の保持は国家存立の条件

- ・日本国憲法第9条は、「日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する」、同条第2項では「前項の目的を達成するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない」と記されている。憲法のこの条文を素直に読めば、「日本は戦争をしない。したがって軍隊を持たない」としか理解出来ないであろう。
- ・しかし**軍隊の保有は国の安全や独立を保つために必要な条件である。日本も事実上の戦力を保持しており、一部の政党を除き自衛隊の保持を認めている。**

有事法制の整備は緊急の課題

- ・日本では有事を想定した法律、いわゆる「有事法制」の整備はほとんど進んでいない。防衛庁は昭和50年代に有事法制の研究を行い、現行法制で有事対応の際に問題となる条文を洗い出したが、法制化にはほとんど至っていない。例えば、部隊の移動、物資の輸送の際に、赤信号を無視すると「道路交通法」違反になるという。また、自衛隊が前線で陣地を張り、そこで指揮所などの構造物を構築するには、「建築基準法」上、建設省へ工事計画を申請することが必要だという。これらは有事の際に自衛隊の速やかな運用を妨げることになりかねない。
- ・これら現行法制の問題点を洗うことは有事法制の一側面に過ぎない。有事法制は、有事における国民の権利の侵害を最小限に留めることを可能ならしめることに意義がある。たとえば有事法制は首相が自衛隊に対する最高の指揮監督権限を有するという**シビリアン・コントロールを有効に機能させるための手段**である。有事が起こったと認定する基準とプロセス、意思決定権限の首相への集約、首相に万が一の事があった時の指揮権の委譲ルールなど、**有事の際の首相権限の明確化**が重要である。さらには、有事対応の際に起こり得る私権の制限の範囲を明確にし、補償のルールを定めておくことが重要である。**私権が制限されるケースをあらかじめ公開し、国民に有事の際の痛みやコストの負担を受け入れる覚悟を求めた上で法整備を進めていくべきである。**有事に私権の制限が起こりうるという理解は、我々国民が我が事として安全保障を考えるきっかけともなるであろう。

- ・不審船の事件のような平和時における緊急事態に的確に対応するにも同様の法整備が必要である。**緊急の課題である有事法制の整備を急ぐべきである。**

軍事に関する事柄をタブー視する必要はない

- ・戦後日本では軍事に関わることや兵器に関するものはタブー視されてきた感がある。例えば、交戦規程、集団的自衛権についての政府解釈、停戦合意や最小限の武器使用をPKO派遣の条件とする「参加5原則」やPKFへの参加凍結などがある。
- ・日米防衛協力ガイドラインに関連して日米が相互に物品やサービスを提供する「物品役務相互提供協定」(ACSA)が有事適用されたが、日本が米軍へ提供する物資に燃料や食料などは含まれるが、武器・弾薬は除外されている。しかし敵国から見れば、米軍に提供する物資が弾薬であろうと燃料であろうと日本の行為がアメリカと一体化していることに変わりはない。
- ・また日本で使用されている軍事用語には国際常識にあわないものが多く見られるという。例えば自衛隊の階級が、1佐、2佐、3佐となっているのは、どちらが上の階級かわからないとの指摘がある。攻撃的兵器という言い方があるが、攻撃能力を有した兵器に攻撃的も防御的も区別はない。

改憲論、護憲論を超えて

- ・このような日本の安全保障をめぐる様々な問題点を象徴しているのが、この項の初めに挙げた憲法第9条だと感じる。2000年初めから衆参両院に憲法調査会が設置され、検討を開始した。憲法調査会は第9条だけではなく憲法全体について議論しているが、従来の改憲、護憲、論憲といった党派の立場からの議論にとどまっている印象を受ける。ともあれ、憲法に関するオープンな議論が始まったことは歓迎したい。
- ・**安全保障の観点から憲法論議に求めたいのは、条文の吟味よりも、「日本の安全や地域の安定をいかに確保するか」を議論することである。憲法論議が真の安全保障論議に高まることを期待したい。**日本の取るべき対応が仮に現行法の範囲を逸脱するのであれば、次善の策を考えるか、法改正・法整備をすることになる。憲法についても、改正をタブー視する必要はないと考える。
- ・しかし**憲法を変えるか、変えないかは手段に過ぎず、目的は日本の安全や地域の安定を実現することにある。**我々国民一人一人がストレートに日本の安全保障を考えることが、様々な課題を克服し、結果として日本の安全とさらなる繁栄ならびにアジア・太平洋地域の安定につながると信じる。我々関西経済同友会もたゆまぬ努力を続ける所存である。

終わりに

- ・あなたはこのレポートから、何をお感じになられたでしょうか？
- ・レポートの中には、我々の主張を踏み込んでしたためた部分もある。その一方で、敢えて結論や我々の主張に触れていない部分や、におわす表現に留めた部分もあるが、それは皆さん一人一人に考えることを促している部分でもある。
- ・我々はこのレポートの作成に2年間の議論を費やしてきた。検討を始めた当初から、広く国民に問いかけ、国民が安全保障を考える材料を提示することをレポートの狙いに定めていた。我々安全保障委員会メンバーの間でも様々な考え方があり、時には相反する意見が真っ向から衝突する場面もあった。議論の過程では、このレポートでは触れていない具体的な政策提言のアイデアも数多く出された。議論に議論を重ね、修正を繰り返す中で常に意識したのは、このレポートの狙いである「広く国民に読んでいただく」ということである。抵抗感なく読み進めていただくことも意識して、最終的に現在の内容や表現に至っている。
- ・我々は自らの主張や考え方が全面的に正しいとの確信を持っているわけではないし、我々の意見を押し付けるつもりは全くない。このレポートの副題を「日本の安全保障を考える」としているように、我々の考えはこのレポートに提示している。次はあなた自身が日本の安全保障を考えていただきたい。既にあなたがこのレポートを読んで感じておられることが、あなたの安全保障論だといえるかもしれない。
- ・我々関西経済同友会の安全保障委員会は、今後も活動を続けて参る。あなたのご意見を寄せていただければ、今後の我々の活動をさらに厚みを増すものにしていくことができると思う。また今後は具体的な政策論についても提案して参りたいと考えている。
- ・最後までこのレポートをご覧ください、誠にありがとうございました。

以 上

参考資料 1 : 関西経済同友会の安全保障に関する調査活動

(調査名が太字のものは、本レポート本文中に調査の内容を引用している)

年	調査時期	調 査 名	主な訪問先など
1978 (S53)	5/27～6/18	国の安全に関する国民意識調査団	西ドイツ、フランス、イギリス スペイン、スイス、オーストリア
	2/2～2/3	第16回財界セミナー 「世界の中の日本 —その存立の途を探る—」	
1980 (S55)	9/24	シンポジウム 「わが国の防衛はいかにあるべきか」	
1983 (S58)	9/20	セキュリティ・シンポジウム 「日本の安全保障はいかにあるべきか —現実直視と果敢な対応—」	
1984 (S59)	9/25	セキュリティ・シンポジウム 「『太平洋時代』の安全保障」	
1987 (S62)		シンポジウム 「今後の中国・朝鮮半島情勢と日本」	
1989 (H1)		緊急アンケート調査 (テーマ:冷戦後の世界と日本の進路)	
1992 (H4)	4/22～4/23	自衛隊 北海道部隊視察	
	7/11～7/18	関西・ASEANフォーラム	タイ、マレーシア、インドネシア
1993 (H5)	6/10	防衛庁ヒアリング 「有事法制について」	
1995 (H7)	7/4～7/16	エネルギー安全保障調査団	中国、ベトナム、インドネシア
	12/5	第3回ボストンシンポジウム	エズラ・ボーゲル教授 中西輝政教授 ほか
1996 (H8)	12/6	第4回ボストンシンポジウム	ジョセフ・ナイ教授 ほか
1997 (H9)	2/6～2/7	第35回財界セミナー 「世界の中の日本」(分科会)	
	7/10～7/12	沖縄訪問調査	沖縄経済同友会 沖縄大使 那覇航空自衛隊、陸上自衛隊 米軍キャンプ・バトラー 米軍普天間飛行場 ほか

年	調査時期	調 査 名	主な訪問先など
1997 (H9)	9/28～10/9	米国訪問調査 (ワシントン D.C.、ハワイ)	国務省、国防総省 シンクタンク（外交問題評議会、ブルッキングス研究所、ヘリテージ財団、CSIS、議会調査局ほか） リチャード・アーミテージ氏 米国太平洋軍総司令部 ほか
	12/5	第5回ボストンシンポジウム	エズラ・ボーゲル教授 ほか
1998 (H10)	2/5～2/6	第36回財界セミナー 分科会 「アジア・太平洋地域の安定と発展」	
	3/12～3/13	第11回全国経済同友会セミナー 「安全保障と日本の経済」（分科会）	合意事項（沖縄アピール）で 安全保障に言及
1998 (H10)	9/5～9/6	陸上自衛隊 富士総合火力演習見学	演習見学 自衛隊幹部との意見交換
	12/7	第6回ボストンシンポジウム	ジョセフ・ナイ教授 エズラ・ボーゲル教授 他
1999 (H11)	2/12	関西・沖縄交流セミナー	沖縄経済同友会との交流
	8/3～8/7	タイ調査	外務省・国防省 国家安全保障会議 他
	12/3	第7回ボストンシンポジウム	ジョセフ・ナイ教授 エズラ・ボーゲル教授 他
2000 (H12)	1/24	日米共同方面隊指揮所演習視察	陸上自衛隊中部方面総監部
	3/8～3/11	大韓民国訪問団 (国際問題委員会共催)	外交通商部・外交安保研究院 新亜細亜秩序研究会・板門店 他
	4/5～4/8	台湾訪問団 (国際問題委員会共催)	行政院経済建設委員会 許 文龍氏・台湾総合研究院 他
	4/20～4/21	沖縄・関西交流セミナー	沖縄経済同友会 稲嶺恵一・沖縄県知事 米軍視察（普天間飛行場、嘉手納基地、キャンプ・シュワブ）
	12/6	第8回ボストンシンポジウム	ジョセフ・ナイ教授 エズラ・ボーゲル教授 他

・この他、毎年2月初旬に開催される「関西財界セミナー」で、関西財界をあげて、安全保障の議論を繰り返し行っている。

参考資料 2 : 関西経済同友会 安全保障委員会 活動の歴史

(役職は当時)

年度	委員会名・委員長	主な活動・提言
1978 (S53)	国民意識委員会 波多野一雄 (住友銀行取締役)	・ 国の安全保障に関する国民意識調査団 (団長：山田稔・ダイキン工業社長) ・ 欧州調査団報告書「日本の安全保障を考える —西ヨーロッパ各国の現状に学ぶ—」
1979 (S54)	総合安全保障委員会 能村龍太郎 (太陽工業会長)	・ 提言 「エネルギー危機への対応—選択と実行のとき—」
1980 (S55)	安全保障委員会 能村龍太郎 (太陽工業会長)	・ シンポジウム「わが国の防衛はいかにあるべきか」
1981 (S56)	安全保障委員会 能村龍太郎 (太陽工業会長)	
1982 (S57)	安全保障委員会 能村龍太郎 (太陽工業会長)	・ 提言「再び日本の安全保障を考える —現実直視の防衛政策を—」
1983 (S58)	安全保障委員会 能村龍太郎 (太陽工業会長)	・ セキュリティ・シンポジウム 「日本の安全保障はいかにあるべきか —現実直視と果敢な対応—」
1984 (S59)	安全保障委員会 能村龍太郎 (太陽工業会長)	・ セキュリティ・シンポジウム 「『太平洋の時代』の安全保障」 ・ ソ連研究シリーズ (連続講演会)
1985 (S60)	安全保障委員会 米岡英夫 (丸紅副社長)	・ 連続講演会「今後の米ソ関係と日本の針路」
1986 (S61)	安全保障委員会 米岡英夫 (丸紅副社長)	・ シンポジウム「今後の中国・朝鮮半島情勢と日本」
1987 (S62)	安全保障委員会 海老原英夫 (丸紅常務)	
1988 (S63)	安全保障委員会 海老原英夫 (丸紅専務)	
1989 (H1)	安全保障委員会 海老原英夫 (丸紅副社長)	・ 緊急アンケート調査「冷戦後の世界と日本の進路」
1990 (H2)	安全保障委員会 遠藤義一 (大和銀行副頭取)	
1991 (H3)	安全保障委員会 遠藤義一 (大和銀行副頭取)	・ 提言「冷戦後の世界で日本はどう生きるか —国際的責任と新たな平和主義—」

年度	委員会名・委員長	主な活動・提言
1992 (H4)	安全保障委員会 原 壽治（住友金属工業副社長）	・ 安全保障集中セミナー 「ポスト冷戦の安全保障のあり方」
1993 (H5)	安全保障委員会 原 壽治（住友金属工業副社長）	・ 提言「信頼される日本 —常任理事国にふさわしい国を目指して—」
	基本問題部会 憲法問題委員会 松下滋（三和総合研究所理事）	・ 提言「日本国憲法を考える」
1994 (H6)	安全保障委員会 柴田益男（関西電力副社長）	・ 緊急提言「大規模災害の危機管理体制の構築に向けて —阪神淡路大震災の教訓—」
1995 (H7)	安全保障委員会 柴田益男（関西電力副社長）	・ 提言「東アジアのエネルギー安全保障の確立に向けて —忍び寄るエネルギー危機とその対応—」
1996 (H8)	安全保障委員会 井上礼之（ダイキン工業社長）	
1997 (H9)	安全保障委員会 井上礼之（ダイキン工業社長）	・ 沖縄調査、米国調査 ・ 提言「日本の安全保障をストレートに考える —戦略的かつ主体的意思決定と責任ある行動を—」
1998 (H10)	安全保障委員会 井上礼之（ダイキン工業社長）	・ 関西・沖縄交流セミナー
1999 (H11)	安全保障委員会 末吉達雄（ダイキン工業専務）	・ タイ調査、韓国調査、台湾調査 ・ 沖縄・関西交流セミナー
2000 (H12)	安全保障委員会 末吉達雄（ダイキン工業顧問）	・ 10項目レポート

【参考資料 3】：委員会検討資料

安全保障の参考

社団法人 関西経済同友会
安全保障委員会

安全保障の参考

1 安全保障とは？

(1) 概念規定は未だ確定しておりません

安全保障は、私達にとって、きわめて大切な「基本的な問題」なのでありますが、残念ながら、未だに、実務的にも学術的にも、また、国内的にも国際的にも、その普遍的な「概念規定」は、全く確定しておりません。

(2) だから定義は曖昧で多岐にわたっています

昨今、国内外に流布している概念規定も、各々の定義を下したその人の世界観、政治的な立場、生きていた時代、あるいは、その折々の情勢などによって、それぞれ微妙に異なり、きわめて多様かつ曖昧なものとなっています。蓋し、この種の基本的問題は、突き詰めて行きますと、どうしても個別の「哲学的主張」か、もしくは、「戦略的選択」のいずれかに行き着いてしまいます。

(3) とはいえ理論的な枠組みがあるはずで

とは申しまして、哲学や戦略には、それぞれの命題を構成している「論理」というものがある訳ですから、そこには、一定の理論的な「枠組み」というものが、必ず存在するはずであります。

(4) 先ず白紙的な枠組みを考えてみます

そこで、先ずは、仮に、「白紙的な一般論」として、その枠組みを繙いてみますと、安全保障という概念は、おおむね、以下のような5項目によって構成されているとみることが出来ます。すなわち、安全保障とは、

- ① 或る「主体」が (who)、
- ② その主体にとって致命的に貴重な「価値体系」を (what, where)、
- ③ その存立を脅かすような何らかの「侵害」から (why)、
- ④ 何らかの「方法」及び「手段」を駆使して (how)、
- ⑤ 常続普段に守りとおすことによって (when)、

その価値体系の「現状」を堅持することであります。このような立論ならば、何人といえども、大きな異論はないでしょうが、ただし、これだけでは実用的には何ら意味をなし得ません。

(5) 人類の社会的活動には二つの側面があります

そこで、以上のことを念頭に置きながら、安全保障という概念について本源的に考えてみますと、先ずは、およそ人類の社会的活動には、下記のような二つの側面を見ることができます。

- | | | |
|-------------------------------------|---|---|
| ① 「 「prosperity」
「繁栄」「発展」 | { | 発展的に価値を「創造」してゆく “creation”
創造した価値に「変革」を加える “innovation” |
| ② 「 「integrity」
「保全」「存立」 | { | 既存の価値体系を「満喫」しようとする “amenity”
既存の価値体系を「維持」しようとする “security” |

ところで、「安全保障」というのは、この二つの側面うち、「発展」の方ではなくて、「保全」という方の分野に属しているように思われます。

(6) 安全保障の主体は国家です

さて、その「保全」“integrity”なるものの「担い手」は誰か、つまり、「安全保障の主体者」は誰か…ということでありますが、それは、次に列挙しますとおり、およそ三つに区分することが出来るものと思います。

- ① “private integrity” →主として民間機能（←サービス業界）
- ② “social integrity” →主として地域機能（←治安・行政機関）
- ③ “national integrity” →主として国家機能（←外交・軍事機構）

「安全保障」は、上記のうち “national” な “integrity” に属するものでありまして、つまり、これは、主として国家が担っている「国家機能」であります。

すなわち、私どもが検討しようとしております、いわゆる「安全保障」は、あくまでも「国家」という次元における「安全保障」なのであります。

(7) 国家として保全すべき価値体系は主権の存立性です

次に、それでは、国家として、是が非でも保全しなければならないような、そんなに貴重な「価値体系」とは、一体、何なのかと申しますと、それは、国家が安泰であること、つまり、「国家の存立」の安否に係わることであるとすることができます。

それでは、国家がシッカリと存立している状態というのは、一体、どういう状態なのかと申しますと、それは、「国家主権の独立性」が常続普段に厳然と堅持されている状態にあること…ということができます。

なお、ここに、「国家主権の独立性」が堅持され、国土や権益などの隅々にまで、その固有の「影響力」を及ぼし続けているというような考え方は、これは、まさに「政治的な概念」に外なりません。

それ故に、以上をまとめてみますと、安全保障とは、「国家」というレベルの問題であり、その目的は「国家主権の独立性」を常続普段に堅持することにあります。そうしますと、これは、まさに、「政治的な概念」であります。

(8) 排除すべき侵害は外国等による軍事力を使用し又は背景とする強力行為です

次に、「何者」による、いかなる「侵害」から保全するのかと申しますと、いやくも一国の全国民の総意によって出来上がっているような強力な国家主権なるものの独立性を震撼し得るような、そんな強力な侵害と言え、それはもう、「外国」もしくは「外国の影響下」にある何らかの勢力による「強力行為」に外なりません。

また、そのような強力行為の中でも最も強力なものは何かと言え、それは、言うまでもなく、武力による侵攻、武力衝突、武力による紛争の処理などという、いわゆる「軍事力の行使」又は「軍事力を背景」とする威嚇・恫喝などであります。

それ故に、以上をまとめてみますと、安全保障におきましては、「外国」もしくは「外国の影響下」にある何らかの勢力による「強力行為」、なかんづく、「軍事力の行使」、又は、「軍事力を背景」とする威嚇・恫喝などが中心課題の一つになります…ということは、安全保障というのは、まさに「国際的な概念」であると同時に「軍事的な概念」でもあります。

(9) 侵害には脅威というものがつきまといます

また、外部からそのような「侵害」を受けた場合には、当然、それを「排除」して主権の独立性を維持又は恢復しなければなりません、それは、まさに、国家・国民の存亡を賭けた、文字通りの「命懸け」の行動になります。

そんな大変なことは、しなくて済むものならば、誰しも、したくはないわけでありまして、したがって、誰しも、普段から、まさか、いつか、そんな事態に遭遇することはないだろうか…というような疑念に駆られて、怯え続けなければなりません。このような状態を「脅威」といいます。

つまり、国際社会の中において、今後とも「国家」というような貴重な価値体系として存立してゆこうとする限りは、私たちは、常に、このような「脅威」というものに曝され続けなければならない訳であります。

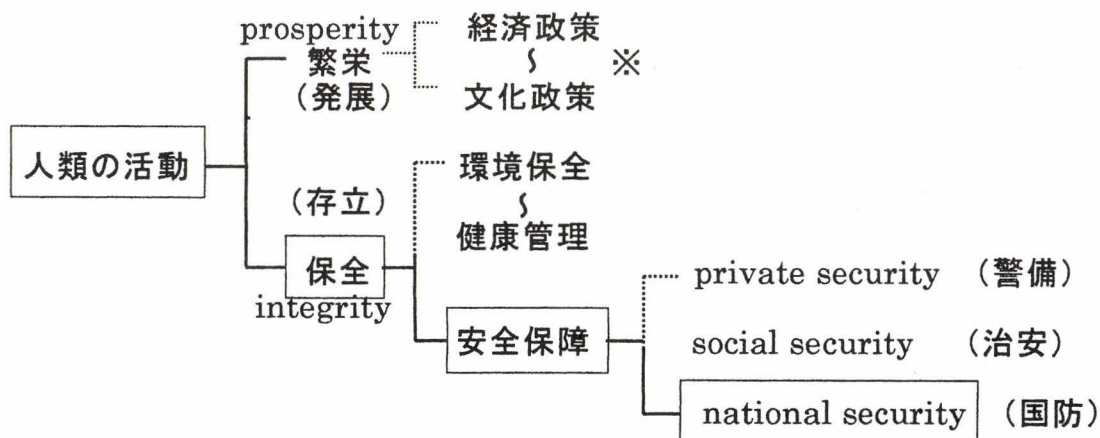
それ故に、安全保障におきましては、単に「侵害の排除」ということだけでなく、常続普段に心に迫りくる「脅威を排除」するというのが、もう一つの中心課題として大きくのしかかって参ります…ということは、安全保障というのは、まさに「心理的な概念」でもあります。

なお、蛇足になりますが、国家・国民の存亡を賭けた、文字通りの「命懸け」の行動となりますと、これは、もう、遮二無二、国家の総力を上げなければならないわけですから、安全保障というのは、国家レベルの「総合的な概念」でもあります。

(10) 小まとめ

以上述べて参りましたことは、下記のように要約整理してみることができます。

① 安全保障の地位と次元



② 安全保障の理論的な枠組み

(別紙－１参照)

これを要するに、人類の社会活動には、「発展」及び「保全」という二つの側面があり、安全保障は、後者の「保全」という側面に属しており、その保全すべき主体は、「国家の存立」、言い換えれば「国家主権の独立性」であり、それを脅かすような「外国」もしくは「外国の影響下」にある何らかの勢力による「強行行為」、言い換えれば、武力による侵攻、武力衝突、武力による紛争処理などという「軍事力の行使」又は「軍事力を背景」とする威嚇・恫喝などという「侵害」、又は、そのような侵害の「脅威」を排除すること…以上が、「安全保障」という概念の「理論的な枠組み」であります。

※ 安全保障の概念をこのように整理してみますと、最近、俗に云われる「経済や文化の安全保障」というような発想は、「比喻」として用いることは別にしまして、論理的には、「文化の健康管理」や「文化の環境保全」と云うにも似て、全く意味をなさないことになります。

③ 安全保障の性格

安全保障は、国家レベルの概念であって、以下のような性格を帯びています。

ア 政治的性格：「国家主権の独立性」の堅持を目的とする。

イ 国際的性格：「外国」又は「外国の影響下」にある何らかの勢力の去就を中心課題の一つとする。

ウ 軍事的性格：武力による侵攻、武力衝突、武力による紛争処理などの「武力の行使」又は「武力を背景」とする威嚇・恫喝などという軍事的な「侵害」を中心課題の一つとする。

エ 心理的性格：常続普段に国民の心に迫りくる「脅威」を中心課題の一つとする。

オ 総合的性格：「国家の総力」をあげて総合的に対応する。

安全保障の理論的な枠組み

枠組み	枠組みの要素	枠組みを構成する内容
誰が	安全保障の主体者は「国家」である。	治安：主として「地方自治体」(警察・検察等) 警備：主として「民間企業」(警備会社等)
何を	守るべき価値体系は「国家主権の独立性」である。	「国家主権の独立性」が確立していれば領土、国民の生命・財産、民族自決権、その他の権益などは、皆、安泰である。
何から (なぜ)	「国家主権の独立性」は致命的に貴重であり、あらゆる犠牲を払っても堅持し続けなければならない。	「外国」又は「外国の影響下」にある何らかの勢力による「侵害」から守る。
	貴重だからこそ、外部から「侵害」を受ける怖れがある。	国家主権の独立性を脅かすような強力な侵害とは、主として「軍事的」な侵攻・衝突・紛争・威嚇・恫喝などの具体的な「侵害」及びそのような侵害が発生しかねないという疑惑に絶えず怯え続けさせられる「脅威」である。
いつ	「国家主権の独立性」は、瞬時といえども揺るがせにすることはできない。	国家主権の独立性は、「常時」堅持され、「一旦緩急」ある場合においても絶対に蹂躪されるようなことがあって、はならない。
如何にして 【後述】	「一国が独力の」、 「他国と共同の」、 「地球的規模における」、手段・方法。	個別的安全保障 (自主防衛) 地域的安全保障 (共同防衛) 集団安全保障 (集団防衛) 人間的安全保障 (地球秩序) 実体論 制度論

2 情勢判断（認識）について

（１）情勢判断（認識）も見解が別れます

次に、なぜ、国家が、安全保障などと称して、総力をあげてあれこれ保全の努力をしなければならないのか…ということについてであります、それは、

第一に、国家・国民にとって、「国家主権の独立性」というものが、あらゆる犠牲を払ってでも、断固として堅持しなければならないほどに「致命的に貴重」な価値体系でありますと同時に、

第二に、そのように致命的に貴重な価値体系ならばこそ、当然、国際的には大層な「垂涎的」となるわけでありまして、歴史に照らしてみるまでもなく、今後とも侵害や脅威にさらされる「可能性」(possibility)があり、かつ、幾許かの「蓋然性」(probability)を否定することができないからであります。

そのような可能性や蓋然性についての見方や考え方のことを、世間では、「情勢判断」とか「情勢認識」とかと申しておりまして、これがまた、安全保障の概念規定以上に大いに意見が別れ、かつ、揺れ動くところであります。

（２）総括的な情勢判断の三つの典型的な事例

まさに、世の中には、千差万別の情勢判断をなさる方々がいらっしゃるわけでありまして、そのことが、また、実は、「安全保障の概念規定」を、さらに一層曖昧かつ多義なものにする根本原因にもなっております。

そこで、百家争鳴の情勢判断の内容の各種を、荒っぽく三つに区分してみますと、
おおむね次ページの表のようになります。（別紙－２参照）

これを要するに、正鵠を得た情勢判断をするためには、常に、以下のような視点をもって臨むことが大切であると思います。

- ① 極端に偏った政治理念や世界観に基づく何となく耳に響きの良い理想論みたいなものの虜にならないこと、
- ② 武力による「強力行為」が、今後とも、国際社会の随所においてしばしば発生するであろうという認識を基調とすること、
- ③ しかし、今や、歴史は、まことに徐々にではあるが、平和的な「国際協調」の時代へと移行しつつある…という事実も、慎重に取り込むこと、

総括的状況判断の三つの典型的な事例

情勢判断 (その１) 現実派の 主張	時代は夙に変化しており、冷戦は終結して、核戦争や全面世界戦の可能性が薄れたのは事実であるが、現実には、世界の全ての国々を統治する世界政府というものがあるわけではないし、ましてや、国際的な警察機関が諸国の主権を侵害するような国際的な犯罪行為を強力に取り締まっているわけでもなくて、国際社会は依然として無政府に近い状態にある。現に世界の随所において、武力を行使するさまざまな侵攻、衝突、紛争などが次々に発生しており、まさに、片時も油断がならないのであって、今後とも、国際社会においては、武力による「強力行為」が厳然として存在し続けることであろうし、安全保障上それを無視することは不可能であるというのが昨今の現実の姿である。
情勢判断 (その２) 進歩派の 主張	国際社会には依然として無政府状態に近いような側面が存在してはいるものの、時代は夙に変化しつつあり、最近では、諸国民の平和意識の高揚、民主主義の普及、国家間の経済的な相互依存関係の進行、国際的な諸制度の充実などを通じて、平和的な国際協調ができるような気運が高まりつつある。今や、軍事力を中心に置いて国際問題の処理や国家の安全保障などを考えるような時代ではなくなっている。
情勢判断 (その３) 理想派の 主張	今や、人類社会は国家という枠組みを越えて物事を考えるべき歴史的段階に到達しており、そこに着目して、諸国がそれぞれ率先して、ヒューマニズムに基づいて、人間社会における利害の対立の防止及び解決、人権の擁護、民主的な諸制度の充実、福祉の増進、環境の保全、疾病の根絶などに係る「地球秩序」の確立を追求すれば、その過程において、軍事力を行使し又は背景とするような侵攻、衝突、紛争などは自ずから消滅する。

3 いかにして国家の安全を保障するか？

(1) 国防（＝自主防衛→個別的安全保障）

国際社会が事実上無政府に近い状態にあるからには、諸国が、外敵の侵害や脅威を排除し、その主権の独立性を堅持して、国家を存続させて行くためには、先ずは、各国が、それぞれ防衛のための自助努力を追求しなければなりません。

このことが、伝統的な「国防」(national defense)でありまして、我が国では、戦後、自衛隊が発足しましてから、そのような自助努力の在り方が「自主防衛」(self-defense)とも呼ばれるようになりました。(かつては、「自存自衛」という言い方もありました。)

また、第一次世界大戦以降、欧米において、歴史上全く流布していなかった「安全保障」という新しい概念が普及してきますと、早速、国防は、「個別的安全保障」とも呼ばれるようになりました。

さらに、第二次世界大戦以降、国際連合憲章の第 51 条に「個別的自衛権の行使」という概念が導入されますと、国防は、「個別的な自衛」とも言われるようになりました。

以上のように、一口に「国防」と申しまして、さまざまな捉え方があります。

(2) 国防には戦略と政策の両面があります

さて、そのような「国防」の内容についてであります。そこには、先ず最初に、「国防戦略」及び「国防政策」という二つの概念があります。

ここに、「戦略」(στρατηγος)と申しますのは、古代ギリシャにおける「戦争において軍事的に勝利するために将軍が軍隊を動かすこと」(στρατηγος)、つまり、「将軍道」(στρατηγικα)という考え方に端を発しているようでありまして、かつて、ドイツの陸軍大学校長でありましたクラウゼヴィッツ (Karl von Clausewitz 1780~1831)という将軍が、その著書の「戦争論」(“von Kriege”)において、戦略を次のように定義しており、これが今日の戦略の概念規定の原型となっております。

- ① 戦略：戦争全体の目的を達成するために戦闘を使用する仕方を指定する術
- ② 戦術：個々の戦闘において戦闘力を使用する仕方を指定する術

ただし、これもお釈迦さまの教典と同様に、さまざまな解釈の仕方がありますがこれを一般化して、白紙的に「理論的な枠組み」にはめ込んでみますと、戦略とは、

「一定の目的を達成するために必要な諸資源の活用を按配すること」

となり、そして、そのために

「必要な諸資源を培養し準備すること」

は政策の分野に属する…と、大雑把に申しますと、そう敷衍することができます。

① 未然防止と排除

さて、国防戦略の分野には、脅威を排除して侵害の発生を「未然に防止」しようとする分野と、そして、現実には身に降りかかってきた侵害や侵害の脅威を、実力をもって「排除」しようとする分野…という、およそ、二つの分野があります。

伝統的な国防戦略におきましては、専ら侵害の「排除」の方に力点が置かれて参りまして、今では「強力措置」と呼ばれている実力行使が戦略の主流でありました。

一方、「未然防止」は、排除に先立って万全の体制を整備しようとする努力の過程及びその努力の結果を通じ、副次的かつ自動的に追求するものという考え方が支配的でありましたが、最近では、下記のような理由から、「未然防止」という考え方が主流になりつつあります。

- ① 人類の英知が進歩して、武力行使は悪であるという考え方が普及しつつある。
- ② 兵器が発達して、勝者といえども武力行使の被害には堪えられなくなった。

② 積極防衛と消極防衛

また、国防戦略には、「積極防衛」と「消極防衛」という二つの選択肢があります。前者は「行動的・戦略的」な手法であり、後者は「規範的・制度的」な手法であります。

- ① 積極防衛：敵性国の侵害を予測し、或いは、その脅威に耐えかね、敵性国に対して先制的に武力を行使して、その意図を未然に撃破する。

（これは「戦略攻勢」とも言いまして、このような手法は、国連憲章第1条第4項によって「慎まなければならない」と規定され、現在では、国際法上禁止されています。）

- ② 消極防衛：敵性国による物理的な侵害を受けた場合にのみ、武力を行使し

て、その侵害を排除する。（「戦略守勢」とも言います。）

③ 我が国の国防戦略

参考までに、我が国の国防は、「戦略面」におきましては、「防衛計画の大綱」「防衛白書」「政府統一解釈」（国会答弁記録）及び「日米安保条約」の中などに、点々と記述されておりまして、特に、まとまったようなものではありません。そこで、それらを摘出して、要約整理してみますと、おおむね、下記の4点になります。

まず第一に、我が国の「国防戦略」は、消極防衛の側面に立つ「専守防衛」という立場をとっており、その主旨は、

「保持する軍事力も、その使用の態様も、自衛のための必要最小限度とし、相手が侵攻してきたら、その都度、水際において撃退する。」

という、いわゆる戦略守勢に属する受動的な防衛戦略です。

このような戦略は、戦後、政府が「専守防衛」と呼ぶようになりましたが、本質的に下記の重要な3機能が欠落しております。

- ① 武力行使を「未然に防止」しようとする機能
- ② 「大規模な武力行使」への対応機能
- ③ 「核攻撃」への対応機能

第二に、専守防衛戦略の要である「自衛のための必要最小限度の武力の行使」の具体的内容につきましては、以下のような変遷を経ております。

- ① **小規模**の侵略は独力で、それ以上の規模の侵略は**米国の協力**を得て排除する…これは、いわゆる冷戦期における「第4次防衛力整備計画（S.47～51）」において採択されました。
- ② **限定的かつ小規模**な侵略に対しては原則として独力で、それを越える侵略に対しては**強靱な抵抗を継続**して**米軍の来援**を待って排除する…これは、いわゆるデタント期における「防衛計画の大綱（S.54～H.7）」において採択され、脅威の対象を特定しない、いわゆる「脱脅威論」として、当時、持て囃されました。
- ③ 侵略の**事態に即応**して行動しつつ、**米国との適切な協力**のもと、極力、早期に、これを排除する…これは、冷戦の終結を受けて策定された「H.8以降の防衛大綱」において採択されました。

※ 以上の経緯から分かります通り、先に申し述べました専守防衛が宿命的に背負う3大欠落機能は、全面的に日米安保に依存しますよ…と謳い上げていることになります。

第三に、専守防衛を発動する場合の必須の要件として、下記の3項目が規定されておりますが、これは、国家の「防衛戦略」というよりは、むしろ、地域の「治安」に係る「警察法」の範疇の発想であるという外はありません。

- ① 我が国に対する急迫不正の侵害が発生している。
- ② それを排除するために他に適当な手段がない。
- ③ 必要最小限度の実力行使にとどめる。

第四に、国際的な係わりにつきましては、日米安保条約に下記の規定があります。

- ① 国連の強化に努力する。(第1条)
- ② 極東有事に際しては米軍に基地使用を認める。(第5条)

また、「H.8以降の防衛大綱」には、下記のような方策が盛り込まれております。

- ① PKO や国際救援活動への参加、諸国との防衛交流や対話活動、兵器の拡散防止・軍備管理・軍縮などによって、より安定した国際的な安全保障環境造りに努める。
- ② 自然災害、テロ禍、周辺事態などの国際的な大規模災害等に積極的に貢献する。この際、「周辺事態」や「大規模災害等」には、台湾海峡や韓半島有事に係る内容が示唆されているようにも受け取られますが、戦略というものには、公表できない極秘の内容も多々あって当然でありましょう。

④ 我が国の国防政策

なお、参考までに、我が国の「国防政策」についてであります。先ず第一に、1957年(昭和32年)5月に、国防会議において議決された上、閣議決定されました「国防の基本方針」というものがありまして、それによりますと、我が国の国防の目的は、

「民主主義を基調とする我が国の独立と平和を守る」

ことにある…となっておりまして、以下の4項目の政策が定められております。

- ア 未然防止
- (1) 国連の活動を通じて国際間の協調を図る。(外交面)
 - (2) 民生の安定と愛国心の高揚により国防基盤を強化する。(内政面)

- イ 排 除 — (3) 効率的な軍事力を自衛の限度内で、国力国情に応じて
漸進的に整備する。 (軍事面)
- (4) 武力侵攻には米国との安保体制を基調として対処する。
(核の傘)

第二に、「専守防衛」の戦略を遂行するために保持すべき「自衛のための必要最小限度」の範囲内における軍事力の整備の方策につきましては、以下のような変遷を経ております。

- ① 「骨幹防衛力の造成」：必要最小限の自衛力の一応の体制を、国力国情に応じて整備する…これは、自衛隊の草創期における「第1次防衛力整備計画 (S.33～35)」において、無から有を生み出すために採択された施策です。
- ② 「骨幹防衛力の内容充実と精鋭部隊建設の基礎造り」：通常兵器による局地戦以下の侵略に有効に対処し得る自衛力を整備する…これは、上記施策の延長上の発展として「第2次計画 (S.37～41)」において採択された施策です。
- ③ 「効率的な防衛力」：通常兵器による局地戦以下の侵略に最も有効に対処し得る効率的な自衛力を整備する…これは、冷戦期における核の傘の下での自助努力の在り方として「第3次計画 (S.42～46)」及び「第4次計画 (S.47～51)」において採択された施策です。
- ④ 「基盤的防衛力」：防衛上必要な各種の機能を備え、その組織及び配備において均衡のとれた態勢を有し、かつ、情勢に重大な変化が生じたような場合に円滑に新たな態勢に移行し得るよう配意された、独立国として必要最小限の基盤的な自衛力を整備する…これは、デタント期における「防衛計画の大綱 (S.52以降)」において採択された施策で、防衛関係費を GNP の 1 % 以内 (S.52→61) に抑制するという条件のもとで推進されました。
- ⑤ 「基盤的防衛力の規模及び機能の見直し」：基盤的防衛力をさらに一層コンパクト化するとともに、必要な機能の充実と、その質的な向上を図って、多様な事態への有効な対応及び新たな事態の推移への円滑な移行ができるようにする…これは、冷戦の終結を受けて策定された「H.8以降の防衛大綱」において採択されました。

(3) 同盟 (=共同防衛→地域的安全保障)

次に、近年、諸国の国力の強大化や兵器の発達により、一国が独力で自国の存立を全うするということが困難になって参りましたため、諸国の国防のための資源配分の比重が次第に自主防衛から共同防衛へと転移する傾向が強くなり、利害や価値観を共有する他国との軍事的な合従連衡が重視されるようになりまして、「同盟」(alliance) が盛んに用いられるようになりました。

この同盟の在り方にも、さまざまな選択肢がありまして、大別しますと、古典的な「排除」型及び近代的な「未然防止」型とがありますが、両者の間にも、さまざまな“variation”がありますことは、申すまでもありません。

- | | | |
|---------|---|---|
| ア 排除型 | { | a 強大国の傘下に入って応分の共同をする。 (米韓) |
| | | b 1乃至数国と対等に共同する。 (日独伊枢軸) |
| イ 未然防止型 | { | c 敵対勢力との間で相互の勢力の均衡を図るよう、与国(群)を選択して共同する。 (三国協商、三国同盟) |
| | | d 地域的に巨大な共同体を形成して共同する。
(NATO、WPO) |

(4) 安全保障 (→集団安全保障)

さらに、第一次世界大戦の惨禍を体験した欧州において、新たに「安全保障」という発想が発生しました。「同盟」という概念は古くからありましたが、今日用いられているような、いわゆる「安全保障」すなわち「集団安全保障」という概念は、それまでの歴史上、未だ、全く用いられたことがありませんでした。

その淵源につきましては、諸説がありますが、一般に、云われておりますのは大戦後、ドイツが再びこのような大戦を企てることがないようにと、その軍事的再興を徹底的に抑制することを規定した、ドイツにとっては甚だ苛酷な内容のベルサイユ条約を提起したパリ講和会議の司会を務めた、当時のフランスのクレマンソー首相 (Georges Clemenceau 1841~1919) が、その条約案を顧みて、

「いつの日か、ドイツは、いずれ復興を果たした暁には、このような苛酷な条約に対する復讐心を燃やして、再び、命懸けで襲いかかってくるのではないか? その日まで、我々連合国は、大戦再発の恐怖に怯え続

けなければならないのだ。何とかしてこのような《心配から解放》されることが出来る方策はないのか！」

と絶叫したのに対して、当時のアメリカのウイルソン大統領（第 28 代、Thomas Woodrow Wilson 1856～1924）が、

「この大戦に先立って、もしもドイツが…勝手に戦争を起こしたりしたならば、必ずや、世界中の諸国が結束してドイツ対し集中的かつ絶望的な反撃を加えてくるに違いない…ということを、予め知っていたならば、ドイツは決して戦争に訴えようとはしなかったであろう！」

と答えたのに端を発するというこのようです。

この《心配からの解放》という発想が“security”と表現され、それが、わが国に導入されて「安全保障」と翻訳されましたが、その後、以下の 3 要件から成る「集団的な強力措置」という、実力行使による集団的な制裁を柱とする「国際システム」の構築へと発展していったわけです。すなわち、

- ① 敵も味方も含んだ「全ての国」を対象とする集団を形成する。
- ② 加入した全ての国が「武力の不行使」を約束する。
- ③ 約束を破った「違反国」に対しては、他の全加盟国が、こぞって、「集団的な強力措置」をもって「制裁」を加える。

このような考え方が、始め、国際連盟の基本理念として採択され、後の国際連合において改善かつ具体化され、今日では「集団安全保障」(Collective Security)と呼ばれるようになったのでありまして、これは、「同盟」による「集団防衛」とは、根本的に違った性格を帯びております。すなわち、

- ① 武力不行使の集団的約束を守らなければならないと思う心理効果
- ② 集団的制裁を怖れて武力行使を差し控えようと思う心理効果

という二点をもって、あくまでも、第一義的に、徹底して「武力行使の未然防止」、したがって、専ら「脅威の排除」を目指そうとするところに特色があり、その細部は、次ページの表にまとめたとおりであります。 （別紙－3 参照）

集団安全保障と集団防衛の差異

区 分	集団安全保障 (国連／集团的強力措置)		集 団 防 衛 (同盟／集团的自衛権)	
主 目 的	<u>集団内</u> における武力行使を <u>未然に防止</u> する		<u>敵側</u> による武力行使を 実力をもって <u>排除</u> する	
主 効 果	①約束は守らなければならない ②集团的制裁が 強力でとても勝 てそうにない	システムの 心理的効果 ↓ (制裁側) ①不安の減少 (違反側) ②侵害の自重	共同で対抗すれ ば自力よりも はるかに強大な 反撃力を発揮す ることができる	強力行動の 物理的効果 ↓ (味方側) ①実力の強化 (敵対側) ②競争の激化
究極の目的	加入各国に公共の保全の追求		加盟各国の個別の保全の追求	
副次効果	①強大な集团的 実力をもって制 裁措置を課する ②軍拡競争の必 然性が消滅する	行動による 物理的効果 ↓ (制裁側) ①応分の負担 (違反側) ②自殺的行為	①共同の反撃は 強力でとても勝 てそうにない ②同盟間の軍拡 競争を誘発する	システムの 心理的効果 ↓ (双方) ①不安の増大 (双方) ②勢力の均衡
副次目的	武力行使を実力で排除する		武力行使を未然に防止する	
根本的差異 の要約	① 国家単位の利益の枠を越えた <u>公共の利益</u> の追求である。 ② <u>未然防止を完遂</u> すべきであ り、強力措置は先行的に侵害の芽 を摘むシステムである。 ③ <u>不特定違反国</u> を想定する		① 共同はするが究極的な狙いは <u>個別の利益</u> の追求である。 ② 鋭意、未然防止に努めるが究 極的には侵害は不可避であり <u>排 除は覚悟</u> の上である。 ③ <u>顕在的敵性国</u> を想定する	

ただし、現在、このような国際システムが、国連を中心にして十分に機能を発揮しているわけではありません。特に、次のような場合には、その機能が完全に麻痺してしまうという重大な欠陥がありまして、事実、冷戦の最盛期には、当時のソ連による「拒否権の乱用」に直面して、国連が空洞化してしまったという苦々しい経験があります。すなわち、

- ① 違反の事実又は違反国の判定をめぐって安保理常任理事国の中のいずれか一国でもが反対して拒否権を発動した場合
- ② 某重要国が、強力措置のために必要な軍隊の派遣や経済封鎖などの集団的協力の実行を拒否した場合

そこで、国連では、このようなことを予期して、次のような次善の補完策が講じられております。

- ① 「個別的自衛権」及び「集団的自衛権」の行使の容認（第 51 条）
- ② 「地域的取極（機関）」の容認（第 52 条第 1 項）

なお、米ソ対立が退嬰化した現在でも、世界の随所に武力を行使する紛争が続発して、武力不行使の約束を破る「違反国」が出現しても、「集団的安全保障」本来の、諸国がこぞって加えるべき「集団的強制措置」のための、いわゆる「国連警察軍」を編成する合意が成立せず、専ら多国籍軍、PKO、PKF などという部分的な臨機の措置に頼らなければならないというのが、まことに厳しい現実の姿であります。

（５）抑止戦略による安全保障

次に、「核兵器」という、想像を絶するような巨大な威力を有する恐るべき兵器が出現した際には、「抑止」（deterrence）という、さらに新たな戦略手法が安全保障の中に取り込まれました。

① 実存的抑止戦略

すなわち、「武力を行使したら、事の大小に係わらず、核の巨大な破壊力をもって報復を加えるぞ！ 再起不能になるぞ！」と言って「巨大な恐怖をもたらしような脅迫をもって武力行使を思い止まらせよう」とする、いわゆる「大量報復戦略」（Massive Retliation）という抑止戦略が出現しました。

これは、核兵器は持っているだけで、相手にその巨大な威力によって被るであろ

う絶望的な損害を認識させることを通じ、実際には絶対に使用しないで、相手の武力行使を思い止まらせようとする、一種の「心理ゲーム」のようなものでありまして、このような規範的・制度的な戦略手法は、後になって、「実存的抑止」(Existential Deterrence) と呼ばれるようになりました。

しかしながら、ローカルな「小競り合い」までを巨大な核兵器でタタキ潰すことはできないだろう…という考えから、核兵器「張り子の虎」論が発生しまして、共産主義勢力が、至る所で「民族解放闘争」と称する武力行使を頻発するようになりましたため、今度は、「相手の武力行使の程度に応じて段階的な報復を加えるぞ!」と言って脅迫する、実存的抑止の改良型の「柔軟反応戦略」(Flexible Response) が出現しました。

② 戦略的抑止戦略

第二に、それでも抑止という発想は、当時のソ連には通用せず、核を手中に収めたソ連は、「核兵器はマルクスレーニン主義に基づいて帝国主義に勝利するために使用すべき最も効率的な実戦兵器である」という立場を崩すことなく、実際に使用する目的をもって、米国を凌ぐような核戦力の整備に奔走し続けたため、米国は、キューバ危機を境に、核兵器による「具体的な攻撃目標」と、その攻撃によって発生するであろう「損害の程度」とを体系的に明示した上で、「本当に使うぞ!」という意志を表明する、いわゆる「確証破壊戦略」(Assured Destruction) という行動的・戦略的な手法を持ち出したわけであります。

このようにして、報復を実際に実行する具体的な体系をチラつかせるという手法は、後になって「戦略的抑止」(Strategic Deterrence) と呼ばれるようになりました。そのうち、報復実行のための自らの具体策の誇示に力点をおいたものを「懲罰的抑止」(Punitive Deterrence)、報復によって相手に生ずるコストを認識させようすることに力点をおいたものを「拒否的抑止」(Denial Deterrence) と言うようになりました。

ところが、戦略爆撃機や ICBM を打ち落とす防空網や ABM システムが整備されてきますと、自らは対核防護を完璧にして相手の報復が功を奏さないようにしてしまった上で攻撃を仕掛けるという可能性が出てきましたため、そのような防御網を持つことを制限し、敵味方がお互いに核攻撃に対する「脆弱性」(vulnerability) を

曝し合うことによって、相互に核兵器の使用を抑制せざるを得なくしようという、戦略的抑止の改良型の「相互確証破壊戦略」(Mutual Assured Destruction) が出現しました。

③ 実存的抑止への回帰

第三に、しかしながら、このような闘ぎ合いの狭間で、ソ連の軍拡経済が破綻に陥ったものですから、そのチャンスをつえたレーガン政権が、「ソ連の戦略核戦力を全て米本土に到達する前に撃ち落としてしまう」ということを基調とする「戦略防衛構想」(Strategic Defense Initiative, SDI) という手法を打ち出しまして、これが決め手となって、遂に、ソ連側が屈伏し、その伝統的な「実戦兵器論」を一擲して、自らの戦略的な行き詰まりを認め、「やっぱり核は実戦兵器ではなかった」という立場をとるようになって、米国による「実存的抑止戦略」を受け入れるという羽目に陥り、今日に至っております。

④ 新たな動き

第四に、冷戦が終決し、旧ソ連による脅威が消滅した最近では、「TMD 構想」(Theater Missile Defense) というものが芽を出しております。これは、米口間における長距離の戦略核兵器については脆弱性を保留したままで必要最小限度までその削減に努める一方において、第三世界に拡散しつつあります中距離以下の戦域弾道ミサイルを打ち落とすシステムを開発して備えよう…というものであります。かくて、核戦略は、冷戦の終決を受けて、「米 v.s. 口」から「米口 v.s. 第三世界」という新たな図式へと転換されつつあります。

以上、第一～第四に述べて参りました、安全保障の系譜を、次ページの別紙に要約してみました。
(別紙－４参照)

各種の安全保障概念の比較

	主 体	手 段	方 法	目 的
個 別 的 安全保障 (個別的自衛権)	自ら単独で (口・中・鮮)	強力な軍事力 を保持し	独自に外敵の軍事 的侵害に対し反撃 する行動によって	外敵の軍事的侵 害を排除する (自主防衛)
地 域 的 安全保障 (集団的自衛権)	共通の脅威を持つ １～数個の国家と (日米、米韓安保)	各別的又は集 団的に軍事的 同盟を結成し	共同で外敵の軍事 的侵害に対し反撃 する行動によって	外敵の軍事的侵 害を排除する (集団防衛)
勢力均衡 型集団安 全保障	共通の脅威を持つ １～数個の国家と (NATO v.s. WPO)	各別的又は集 団的に軍事的 同盟を結成し	外敵とほぼ同等の 軍事力を保持する 心理効果によって	外敵の軍事的侵 害を未然に防止 したい
懲罰型 集団安 全保障	世界中の主要な国 家と (国連)	軍事力の不行 使を誓約し	違反国に対し他の 諸国が集団的強力 措置をとる制裁の 心理効果によって	不特定国による 軍事力行使の発 生を未然に防止 する
抑止戦略 型安全保 障(その１)	自ら単独で (大量報復戦略／ 冷戦期、ダレス構想) 与国も巻き込んで (柔軟反応戦略／ 冷戦期、テイラー・マクナ マラ構想)	戦略核による 巨大な報復力 を保持し 戦略・戦域・ 戦術にわたる 各種の懲罰的 な核戦力を保 持し	軍事的侵害に対す る巨大な報復の心 理効果によって 相手の出方に応じ て通常戦争、軍事 目標、全面核戦争 などを挑む構えの 心理効果によって	顕在的敵性国に よる軍事力の使 用を抑止する
限定的行 使戦略型 安全保障	自ら単独で (確証破壊戦略／ 冷戦期、マクナマラ構想 SDI／レーガン構想)	効率的な確証 破壊力のある 核戦力を保持 し	拒否的な核戦力 (ICBM・SB) 行使 の決意によって	
抑止戦略 型安全保 障(その２) 共 通 的 安全保障	友好国及び顕在的 敵性国が (CSCE パルム構想 ／冷戦期)	各種の核戦力 及び強力な通 常戦力を背景 として	不慮の軍事力行使 を回避する信頼醸 成システムを構築 し、その機能の心 理効果によって	彼我相互に巨大 な被害を防止す る共通の利益を 追求し合う
抑止戦略 型安全保 障(その３) 協 調 的 安全保障	友好国及び潜在的 敵性国が (ARF、CSCE／ デタント期)		軍事力行使を回避 するために協力的 に行動する努力の 蓄積を通じて	彼我相互に国家 関係の安定を保 障し合う
非軍事型 (総合的) 安全保障 Comprehe nsive S.	自らは(外敵の侵 攻への軍事的な対 応については主と して米国との同盟 に依存し)	広範な国益を 目指して軍事 的な要素を最 小限に抑制し つつ	非軍事的な要素を 最大限に活用して 内外の各種の脅威 に柔軟に対応する 努力を通じて	国民の生命や財 産を守る
進歩的平 和主義型 安全保障	諸国がそれぞれ	国際的な変動 に柔軟に適応 しつつ	総合的な平和シス テムを構築し、相 互に協働し合っ て	平和システムの 安定化を追求す る
人間主義 安全保障	諸国が国家という 枠組みを越え	ヒューマニズ ムに基づいて	グローバルな社会 システムを構築し	平和的な世界秩 序を確立する

(6) 国連は見直しが必要です

なお、蛇足になりますが、現在の国連は、第一次世界大戦後に成立した国際連盟の失敗の教訓を反映させて、「世界恒久平和」を追求するための崇高な理念と現実的なシステムとを併せて盛り込んで創り出されました「人類の英知の結晶」であります。

① 国連の出自

とは申しまして、不完全な動物である人間が創り出したものでありますから、改善すべき問題点を多々含んでおりますことも、また、否めない事実であります。

第一に、その“United Nations”という名称は、本来、第二次世界大戦の敗戦側の「枢軸国」に対する戦勝側の「連合国」という意味に起因しておりまして、したがって、「国連憲章」も、連合国側の戦後処理の取り決めとしての性格を多分に宿しておりまして、この点は、今後、何としても改善されなければなりません。

② 拒否権は5大国の戦勝特権です

第二に、憲章の第 27 条第 3 項に「拒否権」に係る規定がありますが、これは裏を返してみますと、戦後処理において5大国の特権が多数決によって損なわれないようにすること…を狙った、まぎれもない「特権条項」であります。

しかも、それが、当時、「民族解放闘争」という銘文のもとに「武力行使」を敢行して「世界を共産化」しようと画策していたソ連による強引な提案に基づくものであったことにも注目を要します。

③ 日本は国連の敵国として扱われています

第三に、憲章の第 77 条第 1 項 a 号には「敵国」という用語が用いられ、また、第 107 条には「この憲章の署名国の敵であった国…」という表現がありまして、これは俗に「敵国条項」とも呼ばれておりますが、そこには、明らかに戦勝国が戦時中に得た「既得権益」を保護するという趣旨が謳われております。

④ 体質的に日本は大きく乖離しています

第四に、憲章は、崇高な理想を想定しながらも、終戦直前の混沌とした時代的背景の中で、戦争の延長上に戦後処理を想定して作成されたという、当時の「現実的」な時代的背景のもとにおける「旧体質」を、今でもそのまま引きずっており、そういう面の改善が必要になってきております。

それに比較しますと、我が「日本国憲法」の規定や、その条文に係る政府の「統一解釈」などは、そのような旧体質の国連において日本が意義ある役割を果たせるような条件を、現実には、著しく欠いてしまっておりまして、日本は、スイスの永世中立主義などよりも遥かに先に行ってしまったという感さえ伺われます。

⑤ 国際社会に雄飛しつつ安全を確保してゆくためには知恵と行動が必要です

このような国連の「現実的体質」と日本の「非現実的体質」との間の著しい乖離のもとで、日本が日米安保条約に「国連の強化に努力する」と謳いあげ、国防の基本方針において「国連中心主義」を唱道してみましても、それは、全く「空念仏」にも等しいものでありまして、今後の進路は、現実には、まことに容易なものではありません。

例えば、これは仮定のお話であります。仮に、我が国が、安保理の常任理事国となりました暁に、或る重大な国際紛争の解決のために建設的な発言をして、それが採用されたとしましても、いざその実行の段階になって、「我が国は憲法の制約があるから汗や血を流すような協力は一切しない」などと言ったのでは、これは、国連を愚弄するも同然であります。実際に、かつての「スエズ紛争」の折りには、それに近い事態が発生し、国際的に顰蹙をかったことさえあります。

そのような制約を克服して、今後、国際社会において意義ある働きをして行くためには、なお一層の知恵が必要であると思います。そして、そのような英知を提起するのが、今回の「10項目の役割」なのではないでしょうか。

(7) 安全保障の新しい視点が開けつつあります

さて、結びに臨みまして、冷戦終決後の世界情勢を瞥見しますと、米ソ対峙の構造が大幅に後退することによりまして、「全面核戦争」や「第三次世界大戦」などのような大規模戦争の発生の可能性は殆ど消滅しました。しかも、近い将来におきま

しても、そのような可能性が再発するかも知れないという具体的な要因は、少なくとも先進国社会においては、今のところ見当りません。

ところが、世界の共産化を目指して軍事的な牙を剥いていた旧ソ連の軍事的母体であった“WPO”が解体されたのに、逆に、専ら世界共産化防止のための対“WPO”防衛母体であったはずの西側の“NATO”は、依然として存在し続けているだけでなく、ますます発展し、肥大化しつつあります。

すなわち、“NATO”では、西欧の域内における武力行使の恐れはほぼ消滅したとして、最近では、域外の安全保障に乗り出してきました、欧州全体を巻き込んだ「国際的な平和システム」を構築しようとして行動を起こしているように見えます。

因みに、湾岸戦争への参戦を始めとして、ユーゴの前ミロシェヴィッチ政権の暴挙を、武力による国際紛争の一種とみなし、これを看過することとなく、敢然と集団で武力介入して、これを空爆によって鎮圧し、その上で、自分たちが形成している「西欧の国際的な平和システム」の中に、ユーゴそのものを組み込んでしまおうとさえ企図している様子が伺えます。これは、今後の世界情勢の推移を考察するに際し、まことに示唆的な動向であります。

以 上

平成11・12年度 安全保障委員会活動状況

平成11年

6月18日 スタッフ会
 「安全保障委員会の本年度の活動方針（案）」

6月23日 正副委員長会議
 「安全保障委員会の本年度の活動方針（案）」

7月12日 スタッフ会
 「タイ調査」

7月27日 第1回講演会・常任委員会
 「21世紀における日本の安全保障」
講 師 大阪大学法学部
 教授 坂 元 一 哉 氏

7月30日 スタッフ会
 「タイ調査」

8月3日～7日 タイ調査

8月13日 ミャンマーの安全保障事情勉強会
講 師 伊藤忠商事ヤンゴン事務所長
 浦 茂 樹 氏

9月 7日 第2回講演会・常任委員会
 「日本の安全保障のあいまいさを問う」
講 師 京都大学総合人間学部
 教授 中 西 輝 政 氏

10月 4日 スタッフ会
 「今後の委員会のスケジュール」、「10項目レポートの検討材料」

10月14日 常任委員会
「今後の委員会のスケジュール」、「10項目レポート」、
「タイ調査の報告」

10月25日 スタッフ会
「10項目レポートの検討材料」

10月29日 第3回講演会・常任委員会
「外交・安全保障における日本の構想力」
講 師 三井物産戦略研究所
所長 寺 島 実 郎 氏

11月17日 スタッフ会
「10項目レポート」

平成12年

1月20日 スタッフ会
「大韓民国・台湾訪問団」、「沖縄との交流」、
「10項目レポートの叩き台」

1月24日 陸上自衛隊 日米共同図上演習視察（於：伊丹）

2月 4日 正副委員長会議
「10項目レポート」、「大韓民国・台湾訪問団」、「沖縄との交流」

3月8日～11日 大韓民国訪問団（国際問題委員会と合同）

4月5日～8日 台湾訪問団（国際問題委員会と合同）

4月12日 スタッフ会
「大韓民国・台湾訪問団の報告」、「沖縄との交流」

4月17日 拡大正副委員長会議
「沖縄・関西交流セミナー」

4月20日～22日 沖縄・関西交流セミナー（於：沖縄）
「日本の安全保障と沖縄の基地」

6月15日 スタッフ会
「安全保障委員会の本年度の活動方針（案）」

6月16日 正副委員長会議
「安全保障委員会の本年度の活動方針（案）」

7月17日 第1回講演会・常任委員会
「日本の安全保障の直面する課題」
講 師 拓殖大学国際開発学部
教授 森 本 敏 氏

7月31日 第2回講演会・常任委員会
「朝鮮半島情勢の今後と日本への影響」
講 師 拓殖大学国際開発学部
教授 重 村 智 計 氏

8月 1日 スタッフ会
「10項目レポートの叩き台（1次案）」

9月13日 スタッフ会
「10項目レポートの叩き台（2次案）」

9月26日 常任委員会（国際問題委員会と共催）
「南北首脳会談後の朝鮮半島情勢－経済を中心に－」
講 師 青山学院大学経済学部
助教授 深 川 由起子 氏
大阪大学法学部
教授 森 信 茂 樹 氏

10月 3日 スタッフ会
「10項目レポートの叩き台（2次案）その①」

- 10月 6日 正副委員長会議
「10項目レポートの叩き台（2次案）その②」
- 10月11日 懇談会（米国・欧州委員会、国際問題委員会と共催）
「中国の動向とアジア・太平洋の安全保障」
ゲスト 退役海軍少将・コンサルタント
エリック A. マクヴェイドン 氏
- 10月24日 常任委員会
『安全保障』、『国防』及び『防衛』の概念規定等について」
講師 総合警備保障
専務西日本業務推進本部長 伊左次 達 氏
(安全保障委員会 副委員長)
- 11月28日 スタッフ会
「10項目レポート完成に向けての今後の取り組み」
- 12月13日 スタッフ会
「10項目レポートー日本の安全保障を考える（案）」
- 12月18日 常任委員会
「10項目レポートー日本の安全保障を考える（案）」

平成13年

- 1月11日 常任委員会
「10項目レポートー日本の安全保障を考える（案）」

- 1月12日 常任幹事会・幹事会にて
「10項目レポートー日本の安全保障を考える（案）」を報告

- 1月30日 「10項目レポートー日本の安全保障を考える」を記者発表

平成12年度 安全保障委員会常任委員会名簿

(敬称略・順不同)

委員長	末吉 達雄	ダイキン工業	顧問
副委員長	丹羽 健二	丹羽不動産	代表取締役
	田中 英俊	三和銀行	関西広域連携協議会出向
	堀 和博	興亜火災海上保険	常務
	帯野 久美子	インターアクト・ジャパン	代表取締役
	衣川 渉	関西電力	専務
	中川 一巳	三井物産	常務関西支社長
	才川 至孝	新明和工業	会長
	伊左次 達	総合警備保障	専務西日本業務推進本部長
	西川 寧是	全日本空輸	常務・西日本販売カンパニー長
	須田 巖	三菱重工業	取締役関西支社長
常任委員	岸 秀隆	監査法人トーマツ	代表社員公認会計士
	後藤 貢	三菱マテリアル	執行役員大阪支社長
	佐々木 英彰	住友電気ハイテックス	顧問
	田中 睦	田中電工	社長
	谷 清昭	東洋建設	取締役大阪本店長
	高畠 康雄	高畠事務所	取締役
	中村 仁	西日本旅客鉄道	経営企画部部長
	前田 俊哉	日本生命保険	企画広報部課長
	松下 滋	三和総合研究所	取締役理事
スタッフ	芝 道雄	ダイキン工業	広報部長
	緒方 慶孝	ダイキン工業	広報部
	小川 秀樹	インターアクト・ジャパン	調査役
	和田 馨	関西電力	総務室庶務部長
	上島 隆夫	三井物産	秘書室長
	中山 久尚	新明和工業	航空機事業部US-1A改開発室技師長
	山本 和正	総合警備保障	西日本業務推進本部営業課長
	坂元 洋一郎	全日本空輸	第2販売部旅客販売課主査
	堀田 孝二	三菱重工業	総務部次長
代表幹事スタッフ	今井 直人	ダイキン工業	経営企画室
	佐藤 宏	サントリー	経営企画部課長
事務局	萩尾 千里	関西経済同友会	常任幹事・事務局長
	梅名 義昭	関西経済同友会	企画調査部部長
	松尾 康弘	関西経済同友会	企画調査部副部長
	野畑 健	関西経済同友会	企画調査部
	柳川 菜穂	関西経済同友会	企画調査部

10項目レポートー日本の安全保障を考える

平成 13 年 1 月発行

発行者 社団法人 関西経済同友会

常任幹事
事務局長 萩 尾 千 里

大阪市北区中之島 6-2-27

電話 (06)6441-1031

印刷所 あさひ高速印刷株式会社

大阪市西区江戸堀 2-1-13
